

令和5年3月20日(月曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子		
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

12番 小永正裕

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	情報防災課長	村越淳
企画調整室長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡辺健心
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	建設課長	河村孝宏
海洋森林課長	今西和彦	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

令和5年3月第28回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和5年3月20日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：6番から9番まで）

## 議 事 の 経 過

令和5年3月20日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い、会議を進めますのでよろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。欠席者の報告をします。小永正裕君から欠席の届け出が、提出されましたのでご報告致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、浅野修一君。

3番（浅野修一君）

おはようございます。それでは、早速でございますが、通告書に基づきまして、質問の方に入りたいと思います。

今朝もちょっと寒いというか、冷えてまして、花粉の方で鼻の方やられてまして、ちょっと声も出にくい状態でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

今回は、子育て支援についての一問のみの質問を行いたいと思います。それでは早速ですが、質問に入ります。

国は、2023年度に向け、異次元の少子化対策という名の、取り組みを掲げた。次年度の保育士採用については、必要人数の人員確保はできていることになってますが、できていると思うが、に訂正願ひます。次年度以降の保育士採用の方針を、国の掲げる新制度への当町独自の施策はあるか。あれば、どのようなものかとしております。

また、このことは、子育て支援にも直結することであり、どのような対策を検討し、対応するのか。加えて、町としてどう捉えているのかを問ひます。

今回の国が行う、初めて聞いたような言葉、異次元の少子化対策とあります。これは、コロナやですねロシアのウクライナ侵攻による物価高騰への対策としてですね、児童手当の拡充というふうなところが、その経済的支援に重きを置いたものとなっていると思います。子育て支援の大切さを、国はやっと認識できたのかなというふうにも思っております。

異次元ですが、異次元という言葉、通常では全く異なる考え方、またそれに基づく大胆な施策、と書いた、解いたところも見ました。国はこれまでになかった対応を検討しております。今回の対策により、保護者の皆さんの子育てへの意識、考え方も変わってくるのではないかと思っております。

またそのことで、保育所への思いであるとか期待、そして、保育所への注目度も増すのではないかと思います。保護者の皆さんの中には、保育所運営の中で、受け持ち人数の改善を望む声が少なからずあるようでございます。これは少子化対策に乗り出したこのときに、黒潮町も動いたらどうかと、いうふうにも思っております。これまでも、他の市町村よりも、先進的な施策を様々うってきた黒潮町に期待をしての質問となっております。

カッコ1と致しまして、現状の0歳から年長組までの保育士1人当たりの園児の受け持ち人数には無理

があると思うが、見直すものとなっているか、としております。答弁願います。

議長（小松孝年君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

浅野議員の子育て支援について、現状の0歳から年長組までの保育士1人当たりの園児の受け持ち人数には無理があると思うが、見直すものとなっているかについてのご質問にお答え致します。

先日の濱村議員からのご質問に答弁させていただきましたことと重なりますが、本町の保育士配置基準は、国が定めております基準に準じ、1歳未満の乳児には概ね3人に1人以上、満1歳以上、満3歳に満たない幼児には、概ね6人につき1人以上。満3歳以上、満4歳に満たない幼児には、概ね20人につき1人以上。満4歳以上の幼児には、概ね30人につき1人以上としており、現時点で見直しをすることにはしておりません。ただ基準で、概ね何人に1人とありますが、運用におきましては、示している人数を上限として配置しています。例えば、乳児について言えば、概ね3人に1人という基準ですので、保育士1人に対して乳児は3人までとし、概ね3人なので、4人を担当するというようなことは、現在はしておりません。

浅野議員のご質問の中にもありました通り、現在、国が異次元の少子化対策を検討していることは承知しており、内容によっては、配置基準の見直しの検討が必要になってくることも想定しております。今後、国の動向を注視し、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

17日、先週金曜日に濱村議員からもこの子育てのことにつきましては、質問の方もあったわけですが、何ら変わらない答弁といいますか、これは仕方ないことだとは思いますが、何て言いますかね、その先ほども申しあげましたが、これまで本当いろいろな施策打ってきた経緯もあります。本当他の市町村から、ものすごいこうないうか羨ましがられるというか、そういった策もね、数多く見られたこと、次長もご存知だと思いますけど。やっぱりですね、この子育て支援というのは子どもを大事に、みんなで育てるといことは、町の根幹に関わってくると、自分ではね思ってるところがあるがです。この黒潮町独自の施策とはちょっとね、現状のままでは、言い切れないんじゃないかというふうに感じております。県の基準以上に、あれでしょうかね、黒潮町として、国や県の基準以上に厚いといいますか。手当て、担当の受け持ちの先生の手当てを、独自のその子どもをみんなで育てるんだっていうところを、外にも発信していくような、そういった施策のできないんですかね。再度申し訳ないですけど、答弁願います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

先日の濱村議員の際にもご説明をしましたがけれども、我々は先ほど清水の方が申しあげました、それぞれの人数で計算をした職員数に、プラス1をしております。それから、さまざまな支援が必要というふうに思われる児童に関しましては、通常であれば、特別児童扶養手当の認定を受けることを条件に、加配保育士をつけるわけですがけれども、当町は、様々な医師等のご助言もいただきながら、独自に判断をして加

配保育士を配置しております。その数は本年度で言いますと15名、そのうち特別児童扶養手当の認定者は4名ですから、本来でしたら、加配の対象にならない児童に対しましても、11名の保育士を加配をしている。で誤解のないようにしてもらいたいのは、その加配の配置をしている保育士というのは、その児童に対して加配をしているのではなくて、その児童がいることを理由に、そのクラスに配置をしている。ですから当然、1人当たりの受ける人数は下がるわけであります。ですから、私どもとしましてはこの前もご説明しましたように、基準は基準で運用させていただきながら、それぞれの保育所の状況や児童の様子に応じて、柔軟な対応をして参りました。ですから今後もそのように柔軟な対応して、どのようにするのが一番子どもにとっていいのかということの対応をさせていただきたい。これは我々としては、最大の独自の取り組みじゃないかというふうに思っております。

ただ、確かに職員が多ければ、1人当たりの人数は下がりますので、それに越したことはないと思いますけれども、やはり物には限度というものがああります。人、物、金、その与えられた条件の中で最大の効果を出したいと思っておりますので、基準は基準で運用しながら、現場の状況に応じて、児童の様子に応じて柔軟に、保育士については配置をしてまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

とはですね加配についてですね加配、手のかかるといいますか、そういった子どもさんに本当の意味ではその専門につくというふうなことであろうかと思いますが今、教育長の方はそのクラスに、置くんだというふうなことだったのですが、加配についてそのそういったふうに保育士の方をつけるっていうのは、これ自分としては当然のことというか、ではないかというに感じておるんですよ。その点あれですかね、余分につけてるっていうふうななんか感覚のように受けとめられがですけど。これっていうのはですね、加配の先生いないとそのクラスが大変になるからというふうなことで、つけておるんだと思うんですけど、加配っていうものの基準のほうですね、基準というか、ちょっとお聞きしてよろしいですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

加配保育士をつける際の基準っていうのは明確な基準は持ち合わせておりません。先ほども言いましたように、あくまでも医師等々の所見を参考にしながら、そのクラスの状態、あるいはその児童の状況を見ながら、担当とそれから所長等も含めて判断をさせていただいております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

教育長あれですか、加配、ちょっと自分調査不足といいますか、実情を掴んでおりませんが、加配の現場、加配の現場いうたらちょっとおかしいかもしれませんが、加配としてその保育所のつけてる現場の方、見られたことを教育長ございますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

加配保育士の現場だけではなくて、保育所の現場には年間かなりの回数我々は足を運びます。ただ単に

訪問ということだけではなくて、保育の状況ですとか公開保育等々にも参加を致しますので、自分なりに現場の状況については把握をしているものと思っております。

で加配保育士につきましては先ほども言いましたように、その児童についている保育士ではありません。その児童がそのクラスにいることによって、その子も、それから周りの子どもたちの全員がきちっと自立できるように支援をしていくために配置をしているものでございますので、何度も言いますけれども、その子ども以外が他の先生のクラスではないわけです。1人加わればその1人加わった保育士も含めて全体でそのクラスの先生、そういうふうにご理解いただきたいと思えます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

今大西町長のときですよね、前町長のとき。保育所が大変だから、年に何回か、保育所の方に入ってくれということで、ずっと入っていただいていたと思います。その先にですねその保育所の方に、その視察といいますか見に行くにですね、教育長、どういった時間帯、主にになろうかと思えますが、行っておられるでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

子どもたちの保育の活動中です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

活動中であることは間違いなくと思います。お昼寝の時間に行っても意味はないと思いますし、その時間帯というふうな今聞いかけしましたんで時間的に大まかこの時間を予定して行っているとかいう時間帯がありましたら教えてください。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

保育の活動時間中でありますから、午前に行く場合もありますし、午睡から起きた後の時間帯に行く等もありますので、特に決めた時間帯というのはございません。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

教育長も保育所だけでなく、小学校中学校も、受け持つというか、責任を持っておられますので、なかなか決めた時間に出られたり出られなかったりっていうふうなことだとは思いますが、ある程度その伺いますかね、子どもたちが活発なといいますか、そういった時間帯の方にですね、保育士の方にも、お聞きになってですね、この時間に見てもらいたいがですけどっていうふうな要望があればその時間にぜひですね、行っていただきたいと思えます。なかなかですね、大変をしておりますんで、その辺その保育士の方の実情といいますか、大変さをもう少しですね、知っていただける時間を作ってもらいたいと思えます。

それと冒頭申し上げましたその保育士の新採用ですね、次年度の新採用のその保育士の方の採用も、も

う決まっておられるかと思いますが、十分なものになっておるのかどうか、その点、ちょっと教えていただけますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

採用のことなので、副町長に答弁していただこうかなと思いますけれども十分なものになっているかということに関してですけれども、正直、もう少し正規職員が教育責任者としてはですね、もう少し正規職員が欲しいかなと思っておりますが残念ながらなかなか採用試験自体に応募してくれる方も少ないということもあってですね、今年は目いっぱい、合格通知を町長、副町長の方から出していただいたというふうに理解しております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

もう教育長のそういう思っているか、わかりました。ぜひですね、子どもたちに何言いますか、事故のないように、抜かりのないように、手厚い保育の方をしていただけたらと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それとその保育士さんをですね、募集というか、するときに、今教育長も言っていたように正規職員の方をですね、もう少し拡充する必要もあろうかと思いますが、すごい臨時の先生と申しますか、手伝っていただける先生方多く今、保育所の方に関わっていただいておりますが、その保育のその補助的なその先生を探すのにすごい保育所の方ですね、困っているというか苦慮していると思われませんが、どうも自分の勝手なその思いかもしれんですけど、その人探しというか、その辺ちょっとこう保育所任せというか、所長任せといったそういったふうになってはいないかとちょっとね、心配する部分があるのですが、その辺その正規の職員の普段の採用時には、当然ホームページであるとかいろんなところで、公に採用の方を募っておるとは思いますが、途中で人数が少し足らなくなるっていうふうな場合もあると思うんですよ。そういうためには、教育委員会としても、人探しというか、そういったところにも力を入れてもらってますかね。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

昨今の保育士もそうですし、教員もそうですけれども非常に講師等々を見つけるのが大変でありまして、保育所だけにまかせてもなかなか人は見つかりませんので我々もあらゆる手、ハローワーク等々も含めてですね人づてに人探しというのは本当に必死で、必死でやっております。ただし、やはり保育士の免許を保有しているとの情報とか、そういうご経験がある人の情報というのは我々よりもやはり保育士さんの方が一番持っているわけですから、保育士さんに全部探せということではなくて、我々も一緒に、必死になって探しておりますので、その点をご理解いただきたいと思っておりますし、有効な情報がありましたら、ぜひ議員の皆さんからもご提供いただけるとありがたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

### 3 番（浅野修一君）

当然自分たちも、その知り得る方の情報提携の方をしたいと思いますが。ただ、町職員、職員の方もこ  
んだけ大勢の職員の方抱えているわけですので、そういった情報もですね、職員からの情報も吸い上げる  
というか、ということで、もっとこう広がるんじゃないかと思っておりますので、委員会だけで探すって  
いうふうなことではなくてですね、町全体で、そういった足りないところのものを補充というか、に皆さん  
でですね、関わっていただけたらと思っておりますので、その点はよろしくお願ひします。

それでこの、自分がもう少しこれまでもずっとと言ってるのはもう少し人数必要じゃないかっていう  
ふうになんと言ってきました。というのも、これ平時というか、何も無いときであれば、予定通りとい  
うか、心配なく保育の方もできると思うのですが、有事、有事いいますか、災害とか地震であるかとか、火  
事であるとか、そういったときにもですね、避難行動を取るのに、なかなかその現状の受け持ち体制では、  
全員無事になっていうふうになりづらい部分がね、出てくるんじゃないかと思ってそのことも含めて  
ですね、もう少し人数、増やしていただけるのでしょうかというふうな思いで、質問の方をして  
おりますので、その教育長も先ほど、ちらっと言っていましたけども予算のことも当然あります、人件費も、人を増やせば人  
件費も上がってくるわけですから、そのことも重々わかるわけですが。なんせ、自分の思いは子ども  
をですね、もっともっと、手厚く言いますか今でもね、本当言えば、手厚く扱ってというか、手厚い保育を  
していただいておりますということは重々わかってはおるわけですが。なんせ、その自分たち子ども  
のときはですね、おじいちゃんおばあちゃんと一緒に暮らすとか、同じ家の中で、そういったことが  
普通の育ち方というか、育て方というか、だったわけですが、それが今めったにいうのかあまり  
ないような時代ですので、そのことも含めてですね、考えるべきである、大人が考えるべきではないか  
という思いで、ずっと、こういう質問をさせてもらいました。

今後の黒潮町としてのですね、子育て支援へのもう一步踏み込んだ支援の方、お願ひしましてカ  
ッコ1の方終わりたいと思ひます。

続きまして、カッコ2と致しまして、近年の新規採用保育士の中に、配属後、同年中に早期退職した  
方がいる。退職者自身、複数の保育園児を育てながらの勤務であったと聞く、様々な要因はあった  
と思われるが、通勤に1時間ほどかかり、家事と保育士の両立に苦慮していたようだ。介護士や  
保育士等の人員確保においては、多くの自治体でも苦慮していると聞くが、これを踏まえた黒潮  
町の職員配置についてのポリシーは、どのようなものか。また保育士に限らず、新規採用職員  
の配置や、採用後の転勤、配置転換は何を重要視しているものか。これらについて、何らか  
の見直しをしたか黒潮町の理念を問ひたいと思ひます。

今言ひます理念ですが、理念っていうのはその物事はこうあるべきだという、根本の考えである  
と思ひます。この質問ですが、自分としては黒潮町こうあって欲しい、こうあるべきだ、そ  
ういう思いでの質問をさせてもらっております。町職員の方の子育て支援も大切であることは  
これ僕が言うまでもないことであると思ひますが。そうは言ってもですね、その200人  
近い職員の方を抱えておられる町にとってはですね、一人一人の都合にすべて対応することは  
不可能であることは、重々わかっております。

しかし雇っている側としてですね、できうことは、対応できうことは、すべきじゃないかと、  
そんなにも思ひます。その家庭その家庭で事情といひますか、置かれた立場といひますか、  
いろいろ違うわけですので、その辺はですね、加味して配置であるとか、採用であるとか、  
採用の対応であるとか、そういったものをですね、大切にしていただけたらと思ひての  
質問でございます。答弁願ひします。

### 議長（小松孝年君）

清水教育次長。



教育次長（清水幸賢君）

浅野議員の子育て支援について、黒潮町の保育士の職員配置についてのご質問にお答え致します。

新規採用保育士については、特に人材育成の視点を念頭に置き、特定の保育所への配置の偏りが生じないようにしております。また、多様な保育所で職務経験を積むことは、幅広い視野や知識、技能を身につけることに繋がりますので、長年同一保育所で勤務している職員については、積極的な配置替えを行います。保育士の配置については、保育士、個々の家庭事情等を考慮しつつも、組織の活性化や人材育成促進の観点を重要視し、総合的に判断した上で決定しております。保育士一人一人が働きやすい環境、職場環境となるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

先ほどの質問でも申し上げましたが、黒潮町はほんとですね、他の市町村から黒潮町すごいね、進んでるね、そういった声本当よく聞きます。皆さんも、これは自負といたしますか、お聞きになってうれしい言葉であろうかと思えます。ただですね、その先ほど申し上げましたように、採用してその年に辞めなければならぬようなこと、そういったことを自分としてはですね、できるだけじゃなくて絶対あつてはならぬというふうに、感じております。できることはやればよいと思えますし、人員配置にしてもですね。幾ら大人数とはいえ、いろいろな事情ね、持っておられるわけですしね、そういった意味で、この配置についてはですね。よくその職員の方の、家庭環境であるとかそういったところにもですね十分気を配っていただいて、その上で、配属の方をお願いできたらと思えますんで、このことをやっていかないと、せっかくええ人材入っていただいても、やめればもう元も子もないというか、部分だと思えますんで、できることはやってあげる、ようにしていただきたいと思えます。

それでさっきのそのカッコ2の質問を述べたときにその新規採用職員の配置とかっていう部分で、問いもしてますんで、副町長でいいのかな、その全体の職員の採用であったり、配属であったりについて、ちょっとお聞き願えますか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、浅野議員の再質問にお答え致します。

まず、職員採用、それから配置につきましては、先ほど清水次長の方からも答弁しましたことが元になります。やはり、全体の職員としましても、住民の皆様の満足度の高い行政サービス、それから、多様な住民ニーズに対応できるように、その職員の能力、それから適性、また、意欲などを生かしまして、基本は適材適所に配置するということになります。採用につきましても、そういったことをしっかりと面談等でも見ながらですね、公務員としてしっかりとやっていけるということを判断しながら、採用に心がけております。また、その後の配置につきましては、やはり職場経験を積んでいくということ、それからあと、幅広い視野、それから知識、技能を身につけていくということも配慮しながら、職員配置をするわけですが、それは、ひいては先ほど言いましたように住民サービスの向上、そして、住民福祉の増進に繋がるというふうにも捉えておりますし、やはり異動、職員配置につきましては、人材育成ということも、しっかりとあるわけですが、その中で経験値を積んでいながら、配置していくと、その後

の職員配置につきましては、やはり業務の推進や、先ほど言いました人材育成、また個人の個別事情等も総合的に判断しまして、また、それぞれの事業の重要度や、今の情勢等、本当に全体を総合的に判断しながら配置しているということでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

浅野君もうちょっと大きい声で。

3番（浅野修一君）

わかりました。声を張り上げていきたいと思えます。

副町長今申し上げていただいたように、家庭環境も、考慮してというか、いうふうなことであったかと思えます。また家庭環境についてはですね、時々、そのときそのとき、変化していく場合もあったりもしますので、大変な時期といいますか病気であったりとか怪我であったりとかそういった部分も、突発的な事情も出てきようかと思えます。そういったことにも気を配りながら、職員の方の実情をちゃんと見ながらですね、そういった配属、転勤といいますかそういった部分にも、配慮の方ですね、ぜひよろしく願いしたいと思えます。繰り返しになりますけど、やっぱり採用した職員、大事にしていきたいと思えます。採用した職員だけじゃなくて、すべての職員、大事にしていきたいと思えますので、よろしく願い致しまして、カッコ2の質問を終わります。

それでは最後のカッコ3に入りたいと思えます。カッコ3と致しまして、教育長は以前、保育士はプロであり、現行の園児の受け持ち人数は、国の基準に沿っており、十分であるとの見解を示しました。しかし今回国が方向転換をしようとする、今も同じ考えかを聞きたいと思えます。やはり各市町村自治体いろんな問題を抱えてはおりますが、この子育てっていう部分では、その自治体の存続にまでですね、自分としては及ぶ問題であるというふうに感じておりますので、その点も含めてですね、答弁の方をお願いします。

議長（小松孝年君）

清水教育長。

教育次長（清水幸賢君）

浅野議員の子育て支援に関して、保育士はプロであり、現行の園児の受け持ち人数は、国の基準に沿っており、十分であるとの見解について国が方向転換をしようとする今も同じ考えかについてのご質問にお答えします。

まず、浅野議員のおっしゃる保育士はプロであり、という答弁をさせていただいたのが、平成27年9月定例議会および同年12月定例議会での一般質問において、それぞれ前町長、前教育長による答弁であったと思えます。ご質問につきましては、先の答弁でもお答えさせていただきました通り、受け持ち人数を少なくし、保育士を多く配置することが理想的なことだとは考えますが、現行の国の基準で対応をしております。今後の国の動きにより、配置基準の見直しの検討が必要になってくることも想定しております。国の動向を注視し、進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

教育長の方が答弁いただけるんかなあと考えてましたが、残念ですが、何につけてもですね基準という

のは作っておかないと、何でもかんでもみたいなことにはならないことはもう分かりきったことですが。この子育てのことについてほんといつもながらの答弁しかいただけないので、残念であります。繰り返しになりますけどその黒潮町の存続のためにですね、もう少しこう前向きな子育て支援の方はできないものかと、ずっと思っております。いろいろ人口減少問題であるとか、いろんな問題抱えております。そういった点からもですね、この問題にすることの大切さを、もう少し分かっていただけたらと思うところでございます。

ここで少し論点を変えます。これまで多くの方移住されて来られております。そういった方ですね、いろんなその一番はその働く場所、所得がなければ暮らせないわけですから働く場所であろうかと思いますが、もうその次であるとか次の次かもしれません子育ての部分で、保育所、小学校、中学校、こういったところですね、心配というか、受け入れ状態はどうなんだろう、大丈夫だろうかというふうなことで、問い合わせ等もあろうかと思うのですが、その点移住の方の問い合わせの中でありましたら、参考にお聞かせください。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

移住者から保育所の受け入れ、小中学校の受け入れに関するご心配の問い合わせというのは、私自身ありませんし、職員からそのような報告を受けたことはございません。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

質問の方ちょっとわりかったかもしれません。心配というか、どういう受け入れ体制、受け入れ状態なのかというふうな問い合わせはありませんか。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 44分

再 開 9時 44分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

令和4年度に年度途中で町外から保育所の方に、途中入所をされた方が6名ほどございますけれども、特に大きな心配をもって、ご相談を受けたということはないというふうに理解をしています。それから、来年度ですね、来年度、町外から小学校に入学をされる方の中で、少し子どもさんに障害を持っていらっしゃる方がいて、その障害持ってる子どもの受け入れについて、保護者の方がどういう受け入れをしていただけるものかという相談を受けてですね、それはきちとこちらの方でも対応をして、4月1日からの入学に備えておりますので、事例としては、すいません私の知る限りではそんな、4年度についてはそういうことがありました。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

申し訳ございません。質問要旨のちょっと外れた部分の質問になったかと思えます。申し訳ございません。

今、教育長の方からも答弁いただきましたが、障害の方の相談があったと。それに、適切な対応の方をされて折られるようなので、安心はしましたが。この子育て支援というところですね、人口減少の対策、過疎化防止といえますか、そういったことにおいてはとても重要な部分であると、ずっと思っておりますので、今後もですね、この子育て支援の部分、厚く厚く思っていて、対応、対策していただけたらと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。その手厚い保育支援を受けた子どもさんは、黒潮町に帰ってくると思えます。これ濱村議員の言葉借りたようなあれですが、ほんとここで大切に育てれば、黒潮町に帰ってきていただけるものと信じております。今回の子育て支援についての質問はこれで終わりたいと思えます。

結びにですね2期8年、様々な質問を致しました。ご無礼もあったかと思えますが、お許し願ひたいと思えます。

そして最後に、今年度ご勇退される執行部4名の方がおられるようでございます。本当に長い間ご苦労さまでございました。

ご多幸をお祈り申し上げたいと思えます。

それでは今回の質問これで終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、10時5分まで休憩します。

休 憩 9時 48分

再 開 10時 5分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

11 番（宮地葉子君）

それでは、通告書に基づいて、私の最後の質問を致します。

1 問目は施設管理についてです。

カッコ1です。上川口小学校体育館にありますトイレについてです。

以前も質問をしましたが、ここのトイレは、私は女性トイレしか見てないのと、今回は現地確認はしてなくて、住民からの、あのトイレが以前のままだから何とかしてもらえないかというお話があって質問をしています。

女性トイレは2つあって、2つとも和式トイレです。通告書に、ポータブルを備えることもなくと不正確な書き方をしておりますが、訂正します。2つあるトイレのうち、一つはポータブルが乗せられておりました。前回もそのように質問の中で言うておりますが。そのまま乗せてあるだけですが、それだけでも安心でした。

しかし、片方は昔の和式トイレそのまま、子どもたちには穴が大きくて、足を踏み外して落ちるのではないかなと心配されるトイレでした。

以前質問をしたときは、旧伊田小学校体育館のトイレと一緒に質問をしています。旧伊田小学校は、今は子どもたちは使ってなくて、特定健診など住民が利用する施設になっていますが、ここでは、このトイレはですね、すぐに予算を入れて直していただき、住民の方々が大変感謝をしております。この場を借りてお礼を申します。

上川口小学校体育館は日々の授業に利用していると思うのですが、その後、何か改善されている点はあるでしょうか。

改善されてなければ、この状態のままにしていけるのでしょうか。何か改善の計画はあるのでしょうか。伺います。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地葉子議員の、上川口小学校体育館のトイレの改善計画のご質問についてお答えをさせていただきます。

上川口小学校の体育館のトイレの洋式化につきまして、令和3年の6月議会にて議員からご質問をいただき、町内学校施設に係る整備計画に基づき、計画的に学校施設のバリアフリー化を進めていきたいとお答えをさせていただきました。

そのためその後、黒潮町教育施設長寿命化計画を見直し、令和7年度に上川口小学校ほか4校のトイレの改修を計画をしております。

並行して、優良な財源確保に努め、計画に遅れが生じないように進めてまいります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

少し聞き取れなかったんですけど、令和何年度にやると言ったのでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

令和7年度でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

7年度ってことは2年後になるんですけど、2年間は、今あるトイレは2つはそのまま、ポータブルを乗せるとかそういうこともなく、もう大きな穴なんですけどそのままいくということで、今のままでいくのでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

再質問にお答え致します。

ポータブルトイレなどを乗せずにそのまま、現状を保ちたいという形で思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

まあ予算のこともありますし、いろんな計画もあると思うんですけど、これ今の状態自体については、教育委員会としてはどのように考えてられるんですか。

まあ仕方がないだろうとか、子どもたちがどういうふうに使ってるか現状をつかんでるかと思えますけど、そういうところから考えて危ないんじゃないかなとか、そういう考えは一切持ってないんでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

学校現場の方に、体育館のトイレの使用状況について尋ねましたところ、上川口小学校の教員からはですね、子どもたちは体育の授業とか、それから体育館で使う行事の前には教室の近くのトイレを使用して、それから体育館に移動して帰ってくるというようなことでやっておるといってございますので、今、体育館のトイレにつきましての使用は、ほとんどを使用していないという状況でございます。

また、その転落の危険性のことにつきまして、私、トイレのぞき込んでこうやってパイプを測ったんですけども、パイプの大きさが15センチでございました。で、児童の皆さんの足のサイズが、低学年ですけれども大体20センチぐらい。それから肩幅が25センチから30センチ32センチぐらいということですので、落ち込んで便槽の中まで落ちていくということはございませんが、足を突っ込むというようなことはあるというふうには思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

保護者の方もですね、そこから下に落ち込むという心配をしてるんじゃないかと、やっぱりちょっと踏み外していく心配があるなということで、何とかならないかっていう声なんですよ。

ですから、今お話聞きますとほとんど使っていないということでしたので、そのポータブル乗せてないトイレだけはですね、できたら使用禁止か何かするとかですよ。足突っ込んで危ないことなんてはやっぱり、保護者はそこを心配してますので。

ほとんど使っていないだったら、そういう措置とかいうことはできないでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

再質問にお答え致します。

現場の教職員と協議して、改めて検討したいと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

工事までにはまだ2年間ありますのでね、できるだけ。もう事故といいますか、そういうことがあってからでは遅いもんですから、なるべく子どもさんたちに安全なように、そして保護者の心配も解消できるように、いい方向で措置を取ってもらいたいと思います。

カッコ1については終わります。

カッコ2です。弘野の町営住宅についてです。

弘野の営住宅のトイレも和式です。建設当時はそれで当たり前だったと思うんですが、数十年もたった今は、入居されている方には高齢の方や体が不自由な方もおいでて、洋式トイレへの希望する入居者の声が多く出されています。

町には、住民の声は届いているでしょうか。洋式トイレに替えていく計画はあるのでしょうか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、町営住宅弘野団地のトイレ改修計画についてお答え致します。

弘野団地は、平成3年度及び平成4年度に、鉄筋コンクリート造り3階建て2棟42戸が建設されています。

ご質問のトイレにつきましては、黒潮町公営住宅建設修繕計画におきまして、令和6年度、及び令和7年度において、1棟21戸ずつ洋式トイレの改修事業を計画しております。

よって、その計画に沿って実施してまいります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

今、令和6年度、令和7年度、21戸ずつでしたかね、計画をしているということですので、来年、再来年ということですよ。

トイレはですね、当然ですけど、毎日の生活にとっても重要な所ですから、入居されてる方は既に、自分の費用でポータブルトイレを設置された方も複数おいでます。

行政としては、何とか自分で解決してくれたことには申し訳ないとの思いもあると思うんですが、利用者の実態はつかんでいるでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

利用者への聞き取り調査等は、現在まだ行っておりません。

令和6年度に工事に入る予定をしておりますので、町と致しましては来年度、入居者、住まわれてる方へのアンケート調査や事前の説明会等を行って、その調査データを基に令和6年度の設計業務を発注をし、工事に向けての工程を決めていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

ちょっと、ここで健康福祉課長にお尋ねしたいんですけど。

住民が健康を保っていくためには、私はトイレはとっても大事なことだと思うんですね。私たちは健康増進に向けてとか、健康維持のために、毎日の食事3食ちゃんと取りましようとか、それから運動しましようとか、早寝早起きしましようとか、いろいろそういうことを聞くんですけど、排泄についてなかなかそういうお話はないんですが。

健康福祉課長として、一般論でいいんですけど、トイレの問題、排せつの問題っていうのはどのように捉えているでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

一般的なことでお答えさせていただきますと、排せつすることは、健康を維持する観点からいうと、食べることと同様に大事だと考えております。しっかりと食べて、栄養を取った後、体の中で吸収できなかった、また、体に必要でないものや老廃物などを排せつすることはとても重要です。できなければ、健康が害されることとなります。

また、排便ですけれども、毎日の健康のバロメーターと捉えておりますので、毎日排便習慣があること、また便の正常であったり、そういったところで体調の確認ができていると思われま。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私たちが生活していくためには、大変トイレは大事な所です。

体が不自由になった住民にとって、毎日の暮らしがどうにもならなくて、もうポータブルトイレを付けたというわけですが。

今、まちづくり課長は実態としてはつかんでないというお話でしたが、ポータブルトイレをもう付けなると、トイレするのは大変なわけですね。体が不自由で、これを付けたわけですが、でも、これがですね、また大変だということでお話聞いたんですが。建設した今のトイレですね、今のトイレを使用するのは、入口のドアを背中にして座ります。トイレトペーパーが便器の前に取り付けられておりますので、決して広くないトイレですから、トイレを使いやすいように有効に工夫された設計だと思えます。

でも、ポータブルトイレを設置しますと、今までとは逆方向を向いて、壁を背中にしてですね、ドアの方を向いて座ることになるんです。つまり、和式トイレと反対の方向を向いて座りますので、トイレトペーパーが自分の後ろになるわけですね。大変不便だという声をお聞きしています。

町長にお尋ねしますけど。

これは予算もあることですので、令和6年、令和7年へ向けて工事をしていくということでしたが、こういう実態の中にですね、1年も2年も待てないという方がおいでと思うんですけど、少しでも早めてほしいという、これは住民の要望です。

それと、実際ポータブルトイレを付けた後はどういうふうになるのか。それも住民から心配が出ておりますが、自分で取り除かなきゃなんないのか。そういうこともあると思うんですが。

そういう点も兼ねて、町長でよろしい、まちづくり課長になりますかね。



すいません。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今、議員が言われたように、そういう実態がちょっと把握できておりませんでしたので、来年度、その話も聞かせていただきまして、そのトイレトペーパーの位置とかそういうところも、代表の方がおられますのでその方を中心に聞き取り調査をしていきたいと思っております。

ポータブルトイレにつきましては、その設置された入居者の意向も聞きながら、対応をしていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

町営住宅は弘野団地だけじゃありませんので、町としての計画があつて、その中から進めていかれると思うんですが、ぜひですね、住民の声に耳を傾けて、本当に、1年、2年待つてられないと。そういう方がおいでるわけですよ。そこに寄り添って計画を進めていって、そういうところからなるべく早くすると。工事はですよ。一律にこうするんじゃなくて、まず高齢者の方がするとか、いろんな方法があるのかもしれない。それは私、こういう方法は分かりませんが、なるべく聞き取り調査の中で、住民の声を大事にして進めていっていただきたいと思っております。

これで、施設管理についての質問は終わります。

2 番の質問に入ります。インボイス制度についてです。

カッコ1 ですが、政府は今年10月からインボイス制度を導入すると言っております。

消費税に関係する税金の制度で、あまり私たち一般市民には関係ない制度かなと思っていたのですが、新聞やいろんな説明書を見ていると、必ずしも商売されてる人だけの、また仕事をしている人だけの話ではなくて、大小さまざまな、小さな生産者とか、小売りをしているとかいう人や、フリーランスの人たちにも大きな影響があるようです。

影響を受ける人があまりに多いのと、特に中小の商店、会社、そして1人で仕事をしている人たちへの影響が大きく、ご存じのとおり、世間では大きな反対運動が起きています。

このインボイスの説明書を読んでも内容がややこしくて訳のわからない制度で、国民が理解しづらい制度を発車ありきで進んでいいのかなと、住民の方々から声が出ております。

最初に、どのような制度なのかお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮地議員の一般質問の、インボイス制度はどのような制度かということにつきまして、お答え致します。

インボイスとは適格請求書の意味で、売り手が相手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるというものになります。

インボイス制度の正式名称は、適格請求書等保存方式となっており、令和元年10月からの消費税増税に

に伴い、一部商品に軽減税率が導入されたことにより 10 パーセントと 8 パーセントの消費税が混在し税額計算が複雑化してしまったため、取引を明確化して正確な税額を確認できるようにする目的で導入されたもので、令和 5 年 10 月 1 日から施行となります。

この制度を簡単に説明すると、売り手による消費税の納税がインボイス、いわゆる適格請求書によって証明された場合のみ、買い手における仕入額控除が認められるという制度であり、売り手である適格請求書発行事業者は、買い手である取引相手から求められたときには適格請求書を交付しなければならないということになっております。

一方で、買い手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手である適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存などをする必要があるというものでございます。

また、この適格請求書には、適格請求書発行事業者に割り当てられる登録番号の記載が必要で、事前に税務署に事業者登録の申請書を提出し、取得する必要があるというものです。

この制度の施行のタイミングで適格請求書を発行するためには、原則、令和 5 年 3 月 31 日までに申請を行うこととしておりますが、閣議決定によって現状では、実質は同年の 9 月 30 日まで申請期間が延長される見込みとなっております。

適格請求書発行事業者として登録した場合は、現行が免税事業者であっても以後は課税事業者となって、毎年の消費税の申告義務が発生するようになるという制度でございます。

以上が、インボイス制度の概要となります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

なかなかややこしくて分かりづらいんですが。

もう少し具体的にお聞きしますが、インボイスの請求書にはどのようなことが記載されなければならないのでしょうか。簡単でいいですからお聞きします。

そしてですね、レジの改修とかシステム改修は、必要はないんでしょうか。

また、こんな声があるんですけど、値引きとか返品などはどのような扱いになるんだろうっていわれませんが、町はこのへんまでつかんでいますでしょうか。

分かる範囲でお答え願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、簡単に説明すると、この消費税制度というのに対して軽減税率の導入によって、今申しましたけど 8 パーセントと 10 パーセントという、その消費税の率が混在しちゃうということを、もう的確というか厳密化するというのが制度でございまして、簡単に言うとそういうことなんです。

そこで、言われるようにそのシステムを導入している業者にとっては、今までどういう形態で、どういう形でそのシステムが成り立っているのかはそれぞれ事業者によってあるかと思えますけれども、これはその請求の形式が、法で定められた形式に統一するというのがございまして、当然、今までの請求がその制度の 8 パーセントと 10 パーセントを混在した形の従来の形として成立してないところについては、改

修の必要がどうしても起こってくると思います。それらの設備投資も、その中小事業者とかその事業者にとっては大きいことだと考えております。

あとですね、値引きとかその細かいことについて、やっぱりそれぞれ事情があるかと思えますけれども、ちょっとその細かいところについては、やっぱり事業者の中でちょっと内容を精査してもらった必要があると思えますが、少し細かい内容については把握していないところがあります。すいません。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

あんまり細かい制度は、また、今でなくてよろしいです。システムがもしスタートしたとしたら、その中でだんだん分かってくるんじゃないかなと思います。

もう少しお聞きしますが、年間売り上げが1,000万円以下の業者ですね、消費税の免税業者さんにとってはどのようなことになるかっていうのをもう少しお聞きしますけど。

免税業者のみその方が取引する場合と、それから、相手が免税事業者とそうでない業者との取引がありますよね。免税事業者のみの取引と、事業者でない取引とありますが、こういう場合はどういうふうになるでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

免税事業者というのは、基本的には1,000万円以下の課税売上という事業者になって、要するに、消費税の申告義務が発生しない業者ということになります。

従って、その免税業者のみを買い手にしている、その売り手の業者としてはですね、強いて言えば、その適格請求書というものは必要ないということにはなります。

ただし、その売り手、買い手の関係にはなりますけど、その買いに来られる方っていうのが、完全にいいですか、本当に免税事業者だけなのかっていうことについては、いろんな方が、この人は免税事業者じゃないなと思っていても、実際は免税事業者であったとかですね、買い手の方はいろいろありますので。そういう内容については、やっぱりそれぞれ業者が判断しなければならない。

どうしても、買い手にとっては適格請求書での請求がない限りは、自分の必要経費として上げられないというか。課税の対象として免税といいますか、その税の控除が受けられないということになってしまいますので、その中で、やはり請求書を出せる業者なのかどうかということで、一つの競争としては判断されてしまう。その買い手として違う業者を選ぶ場合もあるかも分かりませんので、その業者の判断というものについてもいろいろな事情があるかと思えますけれども、それぞれの事業者が判断していただくことになろうかとは思っています。

ちょっと、まどろっこしいことにはなりますけれども、以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

免税事業者とそうでない業者との取引の場合ですね、相手が免税事業者さんであった場合は、こちらが

請求書が頂けないという、領収書ですかね、頂けないわけですよね。

そうなると、頂けなかった場合は、今の説明では税の控除が受けられないということですが、そういう場合はどういうふうな、結果としてなるんですかね。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

そしたら、再質問にお答えさせていただきます。

少し消費税の仕組みということで、少しだけ確認させていただきますと。

消費税というのは、売り手が商品の販売とかサービスを提供したときに、相手から消費税を受け取って、受け取った消費税を買い手に代わって納税するということが基本でございます。

その際にですね、自分がその仕入れを行った消費税分、いわゆる先に仕入れするときに支払った消費税を減額できるというのが、簡単に言うたら消費税の仕組みでございます。

その際に、今言うたように、その仕入れしたときの控除が受けられなくなるとですよね、いわゆる商品を販売したときに、その相手方から受け取った消費税をそのまま申告せないかんになるということについては、やっぱり多くその差し引く分がなくなりますので、多く申告をしなくてはならないというような現状が起こって、やっぱその業者にとっては、やはりその必要経費とか儲けが少なくなる部分になってしまうということに、結果的にってしまうということになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

大変細かな制度ですので、そしてややこしい制度ですが。今の説明聞いてますと、控除が受けられない場合はもう、内容によっては自分がその分を、今までだったら、5,000万あった場合に500万出したのがあったのが、400万はもう経費で落ちてたのが全然落ちないから、それを負担しなきゃならないと。そういうことになってくる。大変ややこしいといいますが、業者さんにとっては大変になってくる。商売する人にとっては大変なってくる税だなと思います。

もっと細かく言っていると難しくなりますので、カッコ2に入ります。

制度の説明聞いてますと、今、町内業者では特に商工業者はかなりの影響を受けるのではないかなと心配になるのですが、その影響を受ける町内の業者ですね、どれぐらいあるかなということなんですね。

ちなみに四万十市では、80.7パーセントの業者が制度導入に関係してくるという議会答弁をしておりますが、町内の業者はどれぐらいあるとつかんでいるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮地議員の一般質問の、町内に影響を受ける業者についてお答え致します。

まず、この制度を適用し適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られるということになりますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかということについては、事業者の任意となっております。

よって、インボイス発行事業者になるかどうかは、自社の経営状況や将来の経営戦略などを踏まえ、自

らが判断するものになります。

このインボイス制度は、売り手側、買い手側共に影響があるもので、登録した際の事業者への直接的な影響としては、事前に税務署に当登録する手間や、制度施行後の請求書、納品書、領収書などの書類に記載すべき内容が制度に適用したものに変わるため、システムなどの改修のほか設備投資が必要となることや、仕入れに伴う請求書類の保存、保管が義務付けられることとなります。

また、課税売上高が1,000万円以下の免税事業者も登録以後は課税事業者となり、毎年の消費税の申告義務が課せられるようになることなども、影響の一つであると言えます。

仮に登録しない場合は、制度に対応した業者にはなれず、適格請求書の発行ができないことで、請求書を受け取った取引先は消費税の負担を強いられてしまうなど、継続取引に支障が出てしまうかもしれないというリスクが生じるものとなります。

買い手側として、取引をするかの判断の基準の一つになることも考えられます。

また、売り手側からすると、対応している事業者と比べられた場合、不利になってしまう可能性などもあり、消費税を取り扱う事業者には、このような間接的な影響も含め何らかの影響が及ぶものと考えられます。

町内事業者としては、町が把握しているもので商工業者数は484事業所あり、農業者は約350経営体、また、高知県漁協の組合員は準組合員を含み742名。幡東森林組合の組合員は準組合員を含み886名となっており、その中で制度を適用するため登録する事業者としては、特に取引先が多くある商工業者が該当するものと考えております。

しかし、制度を適用するために登録するか否かは個々の判断によるものとなり、また、国税である消費税であるため、この制度の適用を受ける業者数としては町では把握できないものとなります。

農業者や漁業者、林業者については、生産者が農協、漁協、または森林組合などに委託して行う農林業水産物の販売について、適格請求書の交付義務が免除される特例などがあり、大半がこの特例を受けるものと捉えており、系統外で出荷する少数の事業者が登録する上で直接影響を受けるものと考えておりますが、これらも同様に、業者としては町では把握していないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

業者としては、町は把握していないということだったんですが。

海洋森林課の方にお尋ねしますが、どのように影響があって、どうなのかっていうことを商工業の関係でつかんでいる面があるんじゃないかと思うんですが。

そのへん、ありましたらお答え願います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

先ほど総務課長が申し上げましたが、さまざまな業種を含めまして、現在、商工業、町内においておよそ480を超える事業所関連がございます。

なお、その中でも飲食業や個人向けのサービスなど、事業所間との取引を主としない業者数がかなり多

いため、実際に本制度におきまして該当となる事業所数はかなり絞られるのではないかと考えております。

また、本制度を導入するかどうかわ選べますが、導入をしない場合におきまして、自社の取引にどういった影響があるか、あらかじめ考えていく必要がある中で、商工会も含めて、こういった面も踏まえまして本年度、説明会も開いてまいりました。

町内事業所向けの広報活動全般についても、今後、商工会と情報共有し、全体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

四万十市では 80.7 パーセントの業者が、制度導入に登録するとかしないとかは別にして、何らかの関係があると。関係してるというふうに捉えていたんです。現状をね。

うちの方ではあまり、そういう細かなところがなかったなと思うんですが。

カッコ 3 番に入りますけど。

捉えてないのに難しいかもしれませんが、今、町内に限りませんが、こういう影響を受ける特に中小業者の方ですけど、コロナで打撃を受けて、その後、ロシアのウクライナ侵略による燃料費や飼料、肥料の大幅な値上げ、また、電気代の値上げが二重三重の打撃に追い打ちをかけております。そのこと自体はですね、町内経済にも大きな影を落としてくるのではないかと心配をしています。

そして、インボイス制度が入ってきて、先ほど総務課長の説明では、消費税を免税業者が関係した場合には自分とかが被らなきゃなんない、または、今までは免税業者だったから消費税は控除されたんだけど、取引が取り止められたら困るので、登録業者になって消費税を払っていかなきゃなんないとか、そういう現状があるわけですが。このような事態になると、大変ちっちゃい町ですので、大きな経済に影響があるんじゃないかなと思うんですが。

このような事態に向けて、町としては何か対策のようなものはあるでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮地議員の一般質問の、町として何か対策を持っているかということにつきまして、お答え致します。

町として、インボイス制度導入による経済に対応した対策を持っていないのが現状です。

この制度については、消費税に伴う取引の適正と厳格化を図るための国の制度であり、町内に限らず、消費税を取り扱う全国全ての事業者に関係すること、また、制度を適用することについては任意となっていることなどから、導入するか否かについても事業者みずからが判断し自主的に行うものであり、町が指導するものではないことから、町として対応するのは今回困難と考えているものです。

事業者にとって、また、特に消費税の免税事業者にとっては、消費税の仕組みなども含め制度の内容等で戸惑う面があるものと考えますが、この制度の趣旨や手続きなど十分理解いただき、また、事業者への影響について検討いただきたいと思います。

総合的な問い合わせ対応窓口としては所管の税務署などが行っておりますが、町内事業者につきましては商工業者を対象に黒潮町商工会が、また、農業者に対しても町内 JA の各部会において、事前説明会や随

時の問い合わせ窓口などの対応は行っております。

以上となります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

対応は町としては持っていないと。それは、登録しようがしまいが任意なので持っていないと。事業者または個人の問題だというふうに受け取りました。

もちろん商売のことですから、町がそれについてどうこうするというものではないですが、私は答弁としてはですね、なかなか分かりにくい制度なので町としてもできる限り手を差し伸べていきたいとか、そういう答弁が来るのかなと思ってましたけど、まあ事業者または個人に最終的には任す以外、国の税金だから仕方がないんだというふうにとれたんですが。

何か少し、もうちょっと説明するとか何かないんですかね。ありますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

令和5年10月1日からインボイス制度が始まるに当たり、本年度、先ほどちょっとお答えしましたが町内商工事業所における対応と致しましては、商工会の主催におきまして本制度の周知と併せて、今回、登録事業者への選択を悩まれている方を対象とした説明会を、令和4年度中に合計3回実施をしております。

第1回目は9月21日に商工会佐賀支所にて開催し、14事業所が参加。2回目は9月27日に大方本所にて開催、23事業所が参加。3回目は11月29日に再度大方本所にて開催し、その場合は24事業所の皆さまが参加されており、合計で、重複されてる方もおられますが61事業所が参加していただいた状況となっております。

先ほどから議員おっしゃられる今インボイス導入での注意と致しまして、まだ手探りな面はありますが、先ほど申しましたように取引対価を例えば引き下げるとかですね、商品やサービスなどの受け取りを拒否するとか、あるいは返品するとか、あるいは例えばサービスの利用、例えばサービスしてくれとかですね、そういった形が出てくる場合も考えられます。こういったところは当然認められないところなのですが、そういったまた注意点を踏まえて、商工会とともに周知徹底、ならびに制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

少し安心しましたけど、住民の方も大変ややこしい制度で、今、登録するかどうか迷ってる業者もいるというお話でしたし、確かにスタートしてみてもどうなるのかなという経過措置があるとしてもですね、大変な問題じゃないかな。事業が続けていけるのかも分からないという方も今後出てくるかもしれないので、商工会と一緒にですね、そういう声には真摯（しんし）にですね、真摯（しんし）だと思んですが、もっときめ細かくですね対応ができたらなと。手を差し伸べてあげられるだけ、そういう対応を取っていただきたいと思います。

カッコ4番にいきます。

シルバー人材センターは、以後シルバーと呼ばせていただきますが、シルバーは町で600万円の補助金を出して、現役をリタイアした方々の働く場として、また、利用者にとっては比較的安価で便利な、なくてはならない業者として、雇用の場と利用者双方で必要な業者になっております。

シルバーは仕事を発注して、仕事をしてくれた方々にお金を払います。そして領収を受け取ります。今まででしたらこれでいいのですが、今回、インボイス制度が導入されますと、消費税控除には請求書が必要です。でも、シルバーで働く多くの方々は年間1,000万円以下、1,000万円以上も収入がある課税事業者さんというのはどれほどいるのでしょうか。ちょっと疑問に思います。ほとんどの方は免税業者ではないのでしょうか。

この方たちは領収書の発行ができないために、シルバーでは、先ほど総務課長からも説明がありましたけど、今までなら控除になっていた消費税分をシルバー自体がかぶることになるのでしょうか。そういう心配があるんですが、シルバーさんとしてはどのような影響を受けるのでしょうか。

通告書では町の対処と一緒にして続けて書いてありますが、別々に質問をしますので、最初はどのような影響を受けるか。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、シルバー人材センターがどのような影響を受けるかのご質問にお答え致します。

町は、定年退職者等の高齢者に対して、希望に応じた臨時的かつ短期的な就業や多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、シルバー人材センターに補助金を交付しております。

令和5年度は、先ほど宮地議員おっしゃっていただきましたけれども、令和4年度と同様に、600万円の補助金を予算として本議会に上程させていただいているところです。

インボイス制度が始まりますと、シルバー人材センターは課税事業者として登録をする必要があります。そして、シルバー人材センターの会員は1,000万円未満の収入の方がほとんどと思われるので、免税事業者となります。

シルバー人材センターは、個々人の業務を行った報酬として配当金と消費税分を含めた金額を会員に支払いますが、免税事業者であるシルバー会員はインボイスを発行することができませんので、シルバー人材センターは仕入税額控除ができなくなります。そのため、個々人に支払った消費税分をシルバー人材センターが負担しなくてはならなくなります。個々人にも支払うし、その消費税分の同額と合わせてシルバー人材センターの消費税預かり分とを国に納付することとなり、公益社団法人であるシルバー人材センターには収入以上に支出が増えることになってしまう。そういう影響を受けることとなります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

このインボイス制度で、一つの分かりやすい実情としましてシルバーがどうなるのかということをお伺いしてるわけですね。



そして今の説明を聞きますと、収入以上に支出が増えると。今まではそういうことなかったんですけど、現実これからこういうことが起こるといことなんです、大変なことだと思うんです。営業が成り立っていきませんので。

町はですね、こういう問題についてどのような対処を考えているでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

シルバー人材センターからは町に相談がございましたけれども、シルバー人材センター自身の対応として考えられていることは、発注先に作業に見合った対価をお願いすることや、さらなる業務効率化による経費削減を実施することなどの検討を進めていることをお伺いしております。

そしてまた現在、全国各市区町村のシルバー人材センターでその対応について検討が進められており、また同様に、全国の各自治体への相談がされていることもお伺いしております。

したがって、この件につきましては本町のみでお答えできる部分ではございませんが、今現在町としてできることとしましては、可能な限り作業や工事の発注をする場合は適正な価格設定をするよう、庁舎内での周知をすることではないかと考えております。

また、会員の皆さまには、シルバー人材センターの安定的な運営に資するよう、そして高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進のためにお元気にご活躍いただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

実際国の制度が始まりましたら、一市町村でどうこうするという事はなかなか難しいことだと思います。

でも、今お聞きしますと、国の方の動きもあるんですね。そういうことで、シルバーさんは動いていくのかなと思いますが。実際には、シルバー以外の事業者さんではこういう問題が大きくクローズアップされて、影響は大きいんだろうと思います。

先ほど海洋森林課の課長がお答えいただきましたけど、いろんな問題にまた対処していただくということですので、シルバーさんはシルバーさんでちょっと独自のものを持っておりますから、それで今後動いていくことであると思いますし、今ここで解決することではないと思います。

町長にお尋ねしますけど。

国も対策を持って対処しないと、今後大きな影響を受ける業者は全国的には計り知れない数になるのではないかなと思います。小さな売上の業者や、個人で頑張ってる商店とか、または1人で働くフリーランス等々、地方の経済を支えている方々、その方たちに大きな影響があるんじゃないかなと思います。やむなく廃業か、または無理をして、損を覚悟で消費税を支払う業者になっていくのか、大きな影響を受けるのではと思います。6年間の経過措置はありますが、3年間は80パーセント、後の3年間は50パーセントの措置で、その後は何もありません。

町としても、私は町村会長など地方の経済を守るためにも、地方で小さいながらも一生懸命頑張ってい

る方々を代表して国へ声を上げてほしいと思いますが、そういうお考えはないでしょうか。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えします。

シルバー人材センターの方からは昨年11月に町に要望書を頂いておりまして、町の方でも内容については検討しております。

何分、国の税制に対する制度改革でありますので、町としてなかなか対応ができにくい。補助金をそのまま上げるわけにもいきませんので。そういう問題がございまして、これは黒潮町のみならず全ての自治体、あるいは国内の小規模の事業者の当然悩みであって、大きな議論を呼んでるところでございます。

国の方も、先ほど議員おっしゃられたように6年間の経過措置、それから少額の請求書については対象外と、さまざまな特例も検討してきておりますし、これ以後も、町と致しましては近隣の自治体、先ほど議員おっしゃっていただきました町村会とかですね、さまざまなところと情報を共有しながら、可能な限りの対応はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

小さな地方の町です。小さな業者がいっぱい集まって、私たちの町内の経済を回していると思いますし、それを生きがいにして働いてる方がいっぱいおいでるわけです。その象徴的なのがシルバー人材センターだったと思うんですが、町長もそういうことも加味しながら、また検討もしてまいりたいということですので、その住民のそういう生きる、これ大きな意味がありますよね。生きる糧といいますかね。

ぜひですね、寄り添ってまた対策を立てるなり、国へ声を上げるなりしていただきたいと思います。

2番の質問については、これで終わります。

3番目の人権問題についてです。

地方自治体の本旨は、住民の福祉の向上に努めることです。町民の皆さんは、ここで子育てをして、いつまでも安心して住み慣れた地域で住み続けたい。こんな思いを持って、日々の暮らしを送っていると思います。

行政は、多様な住民の暮らしに沿った要望の実施に取り組みながら、インフラ整備はもちろんですが、安全安心のまちづくりに日々力を注いでいることと思います。

議会は議会として、多様な住民の声を行政に届け、意見や提案をしながら、同じ思いで頑張っています。町民が主人公として、住み慣れた地域で安心していつまでも住み続けるためには、町民一人一人の人権が尊重されなければならないのは当然のことです。

私は、私の最後の質問に人権問題を取り上げました。通告書には大きな項目だけでは答弁に困ると思いますので細かな項目を挙げておりますが、関連した人権問題へと質問が波及することがあるかとも思いますので、そのときはよろしくお願い致します。

最初に、カッコ1です。

憲法は国民が暮らしていくための柱であって、国の骨幹です。私たちの暮らしは憲法で守られています。

憲法は国民を縛るものではなく、巨大な力を持つ国家権力の乱用を制限し、憲法に基づいた政治が行われるようにするものです。

未来を担っていく子どもたちは、学校で憲法に掲げられた人権教育を受けていると思いますが、どのように位置付けられ、教えられているかを伺います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは宮地議員の、人権教育の中での憲法の位置付けということについて、お答えを致します。

まず、人権教育に関しましては、学習指導要領にその趣旨等が記載をされていますので、当町におきましてもそれに従って指導を行っております。

具体的には、教育は教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身共に健康な国民の育成を期すことを目的とするとされており、その目標を達成するために幅広い知識と教養を身に付け、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに健やかな身体を養うこと。個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活の関連を重視し勤労を重んずる態度を養うこと。正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。そのため、これからの学校にはこうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるようにすることが求められる、と記載をされております。

これらの文中に、特段人権教育という単語は出てきませんが、例えば、個人の価値を尊重して、あるいは男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずる、あるいはあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、などの記述は人権に関することであり、人権教育に関する記述であると捉えることができます。

小学校6年生からは教科社会科の中で憲法が扱われ、日本国憲法は国民としての権利及び義務などの基本を定めていること、異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解することなどを学びます。

中学校では、社会において、個人の尊厳と、人権の尊重の意義、特に自由、権利と責任義務との関係を広い視野から正しく認識すること。人間の尊重についての考え方を基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的に原則としていることについて理解すること、などを学ぶこととなっております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

憲法に基づいて、教育基本法に基づいて、それから学習指導要領に基づいてなされているということでした。

中学社会の公民という教科書がありますが、その第2章は人間を尊重する日本国憲法という題で、憲法についての項目があります。この章の最初の項目に、人権思想として、侵すことのできない永久の権利と書かれております。そして、人権とは人が生まれながらにして持っている権利のことを言うと、大変端

的に分かりやすく書かれてあります。先ほどの説明ではなかなか難しいことを言われましたけど、私はどの子もこの意味をよくつかんで、大人になっていってほしいなと思っています。

教科書には、人権思想の歴史といえますか発展してきた経過についても書かれてありますが、人権は第二次世界大戦後、世界各国の憲法で保障されてきましたが、そんな情勢の下、国連において世界人権宣言が採択され、そのことで人類の普遍的な価値として認められていると書かれてあります。

主に中学生からかもしれませんが、人権の発展した歴史とか、世界人権宣言についてとか、このような内容についてはかなり詳しく教えられているものでしょうか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

質問中の私語は慎んでください。

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

今、まさしく宮地議員がおっしゃいました社会の公民的分野の教科書において、さまざまな人権に関しては、子どもたちは学習をすることになっております。

特に学年を定めているものではございませんので、広く言うと中学校3年間を通じて学習をするということになります。人権に関しましては、憲法が保障する権利としての人権、それと、今まさしく普遍的文化とおっしゃられましたけども、そもそも持っている人の資質としての人権感覚を養うこと、文化としての人権、この2種類があるというふうに言われております。

知識としても、憲法が保障する権利というのは子どもたちはしっかり、そういうふうには教科書で学ぶこととなりますけれども、人権感覚については公民的分野だけではなくて、例えば道徳の時間であるとか、あるいは国語の時間であるとか、あるいは総合的な学習の時間であるとか、さまざまな分野で普遍的文化としての人権感覚を学ぶことになっておりますので。公民的分野というのは、どちらかと言うと今おっしゃいました1994年の人権宣言、それからそれを受けて2000年だったと思いますけども国の推進法等々でできた歴史というのは学んだ上で、人権感覚をしっかり養うという教育が学校ではなされております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

社会科だけじゃなくっていろんな分野で、もちろん今言われましたように人権感覚を養っていく。道徳の面からもそうですが、幅広い意味で養っていく、教えられていくということは本当に大事なことだと思います。

人権という一番頭に先に浮かぶのは、憲法97条の基本的人権の尊重についてです。私は世界に誇る内容だと思っていますが。余談ですが、自民党が憲法を変えようとしている憲法素案の中では、この基本的人権の項目は削られております。私たちは、表現の自由、思想信条の自由、幸福を追求する自由等と、生きていく上でたくさん自由が憲法で守られて、この世に生まれてきました。

今、教育長にもいろいろ言っていただきましたが、人権は決して人権イコール差別、差別イコール部落問題または同和問題に矮小化された教育はされてないと、以前の坂本教育長に答弁をいただいております。子どもたちに、これから生きていくためには大事な人権について、自分にも人権があるように他人の人権も尊重されるものである。そんな教育が黒潮町では行われていると、今のお話を聞いて確信致しました。

再度確認ですが、人権教育を同和問題を中心にしたような、矮小化した教え方はしてないでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

これまでも何度か答弁を致したと思えますけれども、人権課題は10、うちの場合で言うと11というふうに定めておりますけれども、それは全て同等に、同じような課題であるというふうに捉えて、我々は対応しているつもりであります。

ただし、先ほど言いましたように歴史、あるいは現実というのをしっかり子どもたちは知るということが非常に大事でありまして。部落問題については、我々のやはり身近に、まだいまだにあるものでありますから、そのことをしっかり子どもたちに教えるということは、これは我々は避けては通るべきではないと思っていますし、そのほかの人権課題につきましても、少し子どもたちにとっては遠いところにあるような人権課題もありますけれども、やはり現実をしっかりと子どもたちに、まずは知識として教え、その上で、先ほど言いました感覚を育てる、教育とのですね、全ての人権課題にわたって実践をしているつもりだと思っていますし、これからもそのことは大切にしながら推進をしてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

人権とは大きな課題ですので、根幹といいますか土台を忘れない教育をしていただきたいと、常々言っていることです。

いろいろその中にある問題、小さな問題というのはありますから、それはそれで教育方針でしょうが、人権そのものは、人権教育イコール差別だと、差別イコール同和問題だというふうなニュアンスがあるとしたら、そういう教育をしてないと坂本前教育長も言っておりますので、私が今回言ってるのはそういうことです。

ぜひですね、大きな土台の下に、人権という大きな土台の下に、それを世界人権宣言にもありますが人類の普遍的な価値としてあるわけですから、そこは据えた上で個別課題は少々触れていっていただきたいと、そういうことです。

カッコ2にいきます。

人権尊重のまちづくり条例の文章に、同和問題をはじめとするという枕ことばがいまだに続いておりますが、これは時代に合わないのではないかなと私はいつも考えていますが、町はそのように考えてないでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の3の2番、条例の中にある同和問題をはじめとする、の表記についてお答えをさせていただきます。

議員のご質問のとおり、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の前文と第1条に、同和問題をはじめとするの表記があります。本町がこの表記を使用する最大の理由は、現にこの問題に直面し、悩み苦しんでいる方が今も多くおられることから、この問題が本町にとって一番身近な人権課題であるからであります。

町内には部落差別問題以外にも多くの人権課題が存在しますが、同和問題とその他の人権課題との間に序列をつける意図は全くなく、それぞれが重要な人権課題であると認識しております。

その一つとしまして、この2年ほどは性の多様性に対する人権課題に取り組んでまいりました。2002年、平成14年の地対財特法の失効により、予算を投じて事業を行う地区は地区の線引はなくなりましたが、では、本当に部落差別問題がなくなったかといえば、そうとは言いがたい現実が残っております。国もその事実を認め、2016年、平成28年に部落差別解消推進法が制定されました。

法の失効前後の施策の違いは、行政の主体性であります。同和問題に取り組む過程において、他の人権課題についても着目されるようになり、社会全体が取り組むべき課題として浮上してまいりました。その一例として、今では常識になっておりますが、障害者差別問題であればバリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した施設整備が行われるようになりました。

したがって、法の執行のいかんにかかわらず、これまでの取り組みを踏まえた上でそのような表記にしておりますので、時代に合わないとは思っておらず、現時点において、条例や計画からこの表記を削除することは考えておりません。

今後もさまざまな取り組みを進めることで課題解消が進み、全ての人の人権や個性が尊重される社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

それではこの問題、町長にお尋ねします。

今の課長の答弁ではですね、この冠的についている部落問題をはじめとするというのは、別に序列をつけることではないと、そういう答弁がありました。

人権については先ほど教育長に質問しましたけど、子どもたちにね、憲法でどのように扱われているか、お聞き致しました。全体的に、決して人権イコール差別だと、また差別イコール部落問題と、そういうことをはっきり教育長が言われたわけではありません。個別적으로는いろいろそういうことを取り扱うということでしたが、根幹として、土台としては人権問題そのものを広くいろんなところで取り扱っていると思いますが、人権イコール差別、差別イコール部落問題ではない。そんなことはもう、今の時代では常識であることは言うまでもありません。人権を扱った条例の最初に、冠的に同和問題を初めとすると、まるで同和問題が人権を代表するかのようには持ってくるのは、序列をつけることではないと言いましたが、そういう答弁がありました。この問題が人権問題の最重要課題だとやっぱり考えているからでしょうか。

将来ある黒潮町の子どもたちが、毎日このようなニュアンスを漠然とでも持って社会へ飛び立つようなことがあれば、そんな不幸はないと思いますが。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

先ほど課長、あるいは教育長から答弁もありましたけれど、まず、議員の質問の中の枕ことばという言葉。枕ことばということ自体が、4文字から5文字の和歌の調子を整える言葉ですので、まずそこが間違

っているわけですけど。

憲法の中では、憲法は前文から 103 条まで、11 章まであるわけですけど、特に第 3 章、第 10 条から 40 条までは、基本的人権に近い課題がずらっと出てくるわけでございますけれど、その大枠の中で、もちろん同和問題に対する部落差別の問題も含まれているわけでございます。

先ほど議員、70 何条言いましたけど正確には憲法 14 条の中に出てくるわけでございますけれど、そういう中で、町の長い歴史の中で、この黒潮町の長い歴史の中で取り組んできたことの中に同和問題があるわけでございます。

同和問題の法律というのは、1965 年の同対審答申から始まって、1969 年の同和対策特別措置法ができて 33 年続いて、そして法が切れた後も、その法の切れた後は、それぞれの自治体の自主性、主体性が最も課題であるということをはっきり言われてるわけですね。これは地対協の意見具申に出てくるわけでございますけれど。黒潮町としてはその意見具申に沿って、独自の主体性を持って作ってきたものが黒潮町の人権尊重のまちづくり条例でございます。

その条例の中で、同和問題をはじめとするという言葉を使ってるのは、先ほど教育長が言いましたように、当町には当町の歴史、文化、取り組みがございます。そして、その中に行政の重要な課題として同和問題を取り組んできました。それが残念ながらまだ今でも、法が消えた中でも完全に解決してないという中で、町のこの条例の文言としているのでございます。決して序列をつけるとかそういうものではなくて、町の歴史の中で培ってきたことを主体的な取り組みの中で条例化してやっているものでございまして、あらゆる 11 の具体的な身近な課題が設定されているわけでございますけれど、それぞれの課題はそれぞれの形で関連しながら、本当にもう憲法に沿った状況になっていくような取り組みをしてるわけでございますので、序列をつけるとか、これは子どもたちが持って出ていって非常に大変な状況になるというふうには、私は感じておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

枕ことばという言葉が違うとおっしゃいました。

枕ことばらしい、まあ冠としてつけてると。わざわざですね、同和問題をはじめとするという言葉が、この 11 の課題には序列がないわけですから必要ないと思うんですけども、それが最初についてるっていうことは、やっぱり普通の人は序列がついてるのかなと考えざるを得ないということですね。

それで部落差別については 12 月議会でも取り上げまして、町長も言いましたけど、これまで何度も言ってきましたが、国の特別措置法が終了した現在は、ここが大事なところですけど、同和地区は存在しないし、同和住民もおりません。この点は執行部も、答弁で何度も認めた事実です。執行部が先頭に立って、かつては同和地区があり同和住民も存在したけど、今ではもう町内に住む町民の方々は誰も同じ町民で、特別地域など存在しないんだと、そういう考えで町の施策を進めていると思います。しかし、この枕ことばと言いません。間違ってると言いましたが、私は枕ことば的に意識的に残されているのは、これを取り除こうと、同和問題をはじめとするということばを人権条例の中に冠として使ってる。取り除こうとしないのは、もしかして執行部は、表向きと違ってここは今でも特別地域で、ほかの町民とは何かが違うのかなと。一定の住民や地域を特別だと考えているのでしょうか。

まずは、残されているこの同和問題をはじめとするという枕ことば的な、冠的なその言葉を取り払うこ

とが、町としての人権施策の第一歩だと考えますが。

再度答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

今のところ、黒潮町人権尊重まちづくり条例、これを永遠に変えないというわけではないですけど、それぞれの審議をしながら、訂正するべきは訂正することもあろうかと思うんですけど、現在の状況というのは、先ほど宮地議員の見解で言われましたけれど町の見解とは随分違っておりますので。

私どもとしては、先ほど課長が答弁したとおり、現在のところ11の課題を、身近な課題を据えてこの条例に基づき、基本的な施策を決めながら取り組んでいくつもりでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

11課題をですね、序列もなくですね、基本的に進めるというのは、本当大事なことです。

そして、それに波及して人権問題をずっと取り組んでいくっていうのは大事なことです。それは一番最初に、憲法問題で子どもたちにどう教えられているかっていう話から進んでいったんですけど、この人権問題っていうのは、もう永久に侵すことができない権利ですよ。そういうふうに学校で教えられてきてるし、私たちもそれを学んできて、子どもたちに限らずですね、生まれたときにはみんなが持つてる権利ですよ。それに向かった条例として11項目が細かく町では作られておりますが、序列もないんですからわざわざですね、同和問題をはじめとするという言葉は、もう私は要らないと思うんですよ。取り除いてこそ、町として人権条例の人権感覚を養っていく、人権施策の第一歩だと私は考えてるんです。

だから先ほども質問したと思いますけど、ちょっと町長答えてないところあるんですが。こういう問題を残してる。今まで歴史があった、教育長はそう言いました。歴史があった。確かに、部落問題という歴史がありました。今も差別があると言います。ね。差別はゼロにならないからありますが、町としては、こういうふうに冠として残しているということは、一つの地域、一定の住民を特別だなというふうに考えているからですか。違いますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

宮地議員先ほどおっしゃられたように、法律上、法律は切れましたので、法律上の同和地区の線引きもなくなったし、地域も行政としては扱っておりません。そういう状況にはありますけれど、ただ残念ながら、部落差別がなくなったと思っております。この私たちの町でも残念ながら、それが完全になくなっている状況にはないと思っております。これは、これまでの意識調査、さまざまな調査の結果でも明確になっておるわけでございますけれど。

そういうふうな状況の中、そして、繰り返しますけれど当町の人権問題に、人権課題に取り組んできた当町歴史の中で、やはり長い歴史をかけて解決しようと取り組んできたこと。そういうことを踏まえて、



こういう条例の言葉を当町と主体性を持って書いておるわけでございますので、そこはその地区があるのを認めるとか認めないかという問題じゃなくて、歴史の中で町の目の前にいる課題を現実見ながら政策を組んでいう言葉でございますので。

少し宮地議員の質問に答えにくいというか、どういうふうになに答えたらいいか分からんところもあるんですけど、区域はあるというふうに、分けてるように町は言ってないですよ。ただ、部落差別は現実に残ってるというふう認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

区域があるとか何とか、町が認めてるって私は言ってんじゃないかとですね、こういう言葉が残ってること自体が、表向きはそう言ってるけども、どこかにそういう感覚がある、町としては持っているんですかということ、この言葉が表してるんじゃないかなと。

今はもう、もちろん差別はあります。それが差別というのは部落差別だけじゃなくて、この11項目の中の差別は皆あります。男女差別にしる、障がい者差別にしる、いろんな差別はあるんですが、そういう人権課題を追求していく中で序列がないわけですから、いろんな歴史があろうとも、もう今の時代にはこの同和問題をはじめとするという言葉を取り除かないと、特別扱いしていると私には思えるわけです。

でもこれは、もうこの問題はここで置きます。平行線にいきますので。

ただ、お願いしたいのは、特別地域があるとか、特別住民がいるとか、まだ差別があるからといって特別扱いをしていると、差別はなくなりません。そのことをよく考えて、これからの町の施策に進めて取り組んでほしいと思います。

カッコ3番に移ります。

黒潮町には男女共同参画プランが今まで、最初はなくてですね、人権を掲げる町としては遅れているんじゃないかなと思って、6、7年前だったと思いますが議会に提案したところ、早速取り上げていただきましてプランができました。

私個人は、プラン作成までわずか3か月の議論しかなくて、全会一致でなければ成立しないということでしたので納得いかない点多々ありましたが、プランの提案者でもあり、プランができることを優先しました。そのときは県からも、担当の方でしょうか入ってくれまして、ソーレが発行しているパンフレットを資料として配布してくれました。その後、私はソーレに行くたびに新たなパンフレットを手に入れて、このパンフレットで、男女平等についてとか女性差別撤回条約等々の歴史背景なども勉強してきました。また、女性としての人権の考え方、男性とさまざまな場所で同等に扱われていない実態について、その理不尽さも学んでまいりました。それらはその後の私の質問に生きてきて、私の大きなライフワークの一つにもなっています。

その後、黒潮町ではご存じのとおり、プランができた後ですがパートナーシップ制度を議会で提案し、町として取り入れてくれました。これには担当した職員さん、また担当課長の努力があつてこそはもちろんです。松本町長の住民目線の前向きな英断があつて成立したと感謝しております。

男女共同参画についての問題は大きくて、また、幅が広いもんですから今後もさまざまな課題を取り上げていかれると思いますが、今後の方向性はどのような計画があるでしょうか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の3の3番、人権問題に対する今後の方向性についてお答えを致します。

黒潮町は2007年、平成19年に、第1次黒潮町人権施策推進基本方針を制定し、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者、外国人の、7つの人権課題を掲げて取り組んでまいりました。

その後、社会の変化とともに課題も増え、2020年、令和2年に第2次改定を行い、犯罪被害者、インターネット、災害、性的指向性自認の4つを追加し、現在は11の人権課題に対しそれぞれの現状と課題を分析して、推進方法を明記しております。

また、黒潮町男女共同参画計画は平成27年3月に初版、第1版ですね、を制定し、5年が経過した令和3年3月に第2次改定を行い、現在に至っております。

全体の流れと致しましては、基本方針で女性問題や性的指向性自認の課題解消を進める中で男女共同参画計画を作成し、その具体的な手法の一つとして、昨年10月にパートナーシップ宣誓制度をスタートさせることになりました。この制度の導入により、町営住宅にパートナー同士で入居できるようにしたり、役場の窓口にジェンダー平等を推進するレインボーフラッグを設置致しました。

また、役場や町が管理する公共施設のトイレにみんなのトイレというシールを張り、男性、女性にとらわれず、誰でも使用できるように致しました。

さらに、本年度と昨年度の2年間は、町民大学において性の多様性に関する課題を取り上げ、住民啓発と制度の周知を図ってきたところです。

議員ご質問の今後の方向性につきましては、現時点で具体的な事業等をお示しすることはできませんが、これまでの経過を踏まえ、人権出前講座などのいろいろな機会を通じて発信していきたいと考えております。

したがって、性別や役割分担意識にとらわれることなく、その方の個性や能力が十分に発揮できる社会の実現を目指し、町としても必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

さまざまところで、さまざまな課題が進んでいると思います。

パートナーシップ制度を実施するに当たっては、大変課長にもお世話になったように思います。私が世話になったというのはおかしいですけど、課長のご尽力があったと。先ほども言いましたけど、感じています。

パートナーシップ制度は本当、今、全国的にすごくこの制度を採用するの増えてきまして、やはり黒潮町では、先ほども言いましたけど町長の英断もあって、先進事例をいってるんじゃないかなと思っております。

今後、どのようなことを具体的にやっていくというのは今出てないと言われましたけど、こういうことを今までの経過を踏まえて、またそれなりに続けていって、多様な生き方の中でいろんな意味の男女共同参画、それを広げていっていただきたいと思います。

では、カッコ4番にいきます。

ジェンダー問題は3と連携もしておりますが、ジェンダーという言葉が世の中のなじみ深い言葉になった、市民権を得たのは、ごく最近ではないかと思えます。

高齢の方の中には、あんまり聞き慣れない言葉だと感じる方もおいでだと思いますが、ある民間団体のシール調査では、ジェンダーという言葉子どもたちはよく知ってる人が多かったと、そういうふうな報告がありました。

これは学校教育に取り入れられているからだと思うのですが、どのように扱われ、教えられているでしょうか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、ジェンダーの平等について、学校教育での教育内容と扱われ方について、お答えをさせていただきます。

世界で広がる貧困格差、地球環境の危機を克服するためには、人が性別にとらわれず、能力を発揮できる社会の実現が求められることから、国連のSDGs、持続的開発目標では、ジェンダー平等の実現が2030年までのゴールとして明記をされているところです。

生物学的な性とは異なり、社会文化的性別であるジェンダー意識の形成に大きく影響を及ぼすのが、学習期に最も長い期間を過ごす学校であり、学校現場の教育者は大きな責任を担っていると言えます。

一方で学校は、ジェンダーについて子どもたちと考え、ジェンダーギャップを是正していくこともできるわけですから、学校の取り組みは大事であると言えます。また、性別に関係なく、誰もが平等に尊重するジェンダー教育と併せて、人々の意識、特に子どもたちを育てる教員の意識改革も大事な点であると思えます。

そのため、各校教員は授業の工夫をしているわけですが、その一部をご紹介をしたいと思います。

小学校の事例です。特活の時間に新聞記事を使った、ジェンダーを考えるという授業を高学年が行っております。ジェンダーとは何か、性差を感じる時はどんなときか、なぜ市町村長に女性が少ないのか、日本のジェンダー指数などについて、児童館で話し合ったり辞典やタブレットで調べたり、グラフや表で集計、分析をさせた上で、不合理な男女の違いがあることを知り、男女平等を大切にしようとする心情を育てることを目標にした授業です。

そのほか、体育、体の発育、発達の単元の中では、思春期の体の変化についてジェンダーに触れたり、高知県教育委員会作成の性に関する指導の手引きを用いて授業などを行われております。

中学校では、パートナーシップ制度を教材に男女平等、LGBTQ等性の在り方は多様であり、一人一人異なっていることに気付くとともに、誰もが生きやすい社会の在り方を考えるに授業を行っております。

次に、学校でのジェンダー平等の取り扱いについてご説明を致します。

1つ目として、児童生徒の呼び方をさんづけで統一しているかについて、小学校ではほぼ統一をしておりますけれども、中学校、保育所については統一をしております。

その理由として、保育所では児童が幼いため、男の子をまるまる君、女の子はまるまるちゃんと呼ぶ方が親しみが感じられることを理由に、中学校では、敬称は付けるけれども特に統一はしていないと。大きな理由はないとのことであります。

また、児童生徒名簿は、全ての保育所、学校において男女混合となっております。

また、体操着や持ち物を、性別を基準に色を決めているか。あるいは、指導の中で、男の子らしく、女の子らしくといった指導を行っているか。力仕事は男児、女児には優しく励ますなどの異なるような接し方を行っているかなどについて、行っている保育所、学校はありません。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

時代が進んでいることを、今の答弁を聞いて実感しました。

私たちが、私の子どもたちもそういう教育は受けてなかったですが、今の子どもたちってというのは本当にジェンダーについて自分たちで考える、そういう事業に発展して。出席簿も、男の子が先、女の子が後と、それが当たり前で、いつも女の子は男の子の一步後ろ行くというように自然に刷り込まれてきたのが今までの現実だったんですが、そして、男らしさ。男の子はこういうふうにしなきゃいけない、我慢しなきゃならない、力強くなくちゃいけない。女の子は優しくなくちゃいけない。そういうふうなことも自然に持ち込まれまして、子どもの着る服だとかいろいろ、普通のこととしてあったんですが、今、どんどん時代が進んでいることは感じました。

婦人会でもですね、ジェンダー平等としては、黒潮町婦人大会でジェンダーって何という演題で、ソールから講師をお呼びして行いました。そのときに、男らしさとか女らしさとか、そういうこと自体が疑問符があるというようなお話もありました。習ったんですが、教育長の今のお話を広い意味でお聞きして大変、感動と言うたらおかしいですが、今ここまで進んでるということに実感致しました。

カッコ5番に移ります。

さまざまな意思決定に女性を取り入れることを求めて、当時は大西町長のときでしたが、まずは、災害後の大事な避難所運営委員に女性を取り入れることを提案しました。

東日本大震災があったその後も大きく取り扱われたのですが、避難所暮らしで男性だけが役員だったことで、妊婦さんや授乳が必要な若いお母さんへの対応とか、女性の下着や生理用品など、女性独特の必需品の取り扱いについて、または男女一緒のトイレがあるというような問題など、さまざまな課題が出てきまして、いかに女性の声が届いていないか問題になりました。

町でも、避難所運営委員の半分は女性が必要なことを一つのきっかけになったと思いますが、それをきっかけにして、各委員会の審議会に意識的に女性を取り入れる努力が行われたのではないかなと私は、勘違いかもしれませんが、そういう経過を踏まえて審議会の中はかなり女性が意識的に取り入れられていると思うんですが。

その他、町の審議会等々では女性の割合を半々になるような努力がされているでしょうか。

そのへんをお聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の3の5番、審議会等における女性委員の割合についてお答えを致します。

黒潮町は、平成27年3月に男女共同参画計画の初版となる第1次黒潮町男女共同参画計画を作成しました。

その後、5年間の計画期間が経過した令和2年度に第2次改定を行い、現在に至っております。

内閣府男女共同参画局が行っている、地方公共団体における男女共同参画社会の形成、または女性に関

する施策の進捗状況調査において、市町村の各委員会や審議会の委員のうち、女性委員の示す割合が毎年調査されております。この調査によりますと、本町の第1次男女共同参画計画がスタートした平成27年4月現在では20.1パーセントであった割合が、第1次計画の最終年度である平成31年4月現在では28.2パーセント、率にして8.1パーセント増加しており、令和4年4月現在では33.2パーセントまで増加しています。第1次計画がスタートした平成27年度から今年度までの8年間で、13.1パーセント増加したことになります。

なお、この数値を高知県下で見えますと、上から4番目となり、計画策定による効果が一定出ているのではないかと思います。

委員会、審議会別で見えますと、地域自立支援協議会や介護認定審査会などの民生部局に関するものが60パーセントを超える高い割合を示しているのに対し、土木や農林水産部局に関するものが平均よりやや低くなっている傾向にあります。

しかし、本町の農業委員会の中の農業委員などは15人中5人、率にして35.7パーセントが女性であり、県下的にも上位にランクしている状況であります。

その一方で、昨年7月に世界経済フォーラムが、各国における男女格差を図るジェンダーギャップ指数を公表しております。経済、教育、健康、政治の4つのデータから作成されておりますが、この調査結果によりますと、わが国は経済と政治に関する分野が低く、調査対象146カ国中116位で、先進国の中では最低レベル。アジアの中でも、中国や韓国、ASEAN諸国よりも低い結果となっております。

したがって、黒潮町としましては、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、さまざまな施策を推進する中で、女性の地位向上や社会進出をサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

町の施策がどんどん、そういう前向きに取り扱われて進んでるということが、今の答弁でも分かりました。

最初は女性の割合が20.1パーセントだったのが、今では33.2パーセントまでいってる。県内では4番目に上の方にいるという点では、本当に誇らしい数字じゃないかなと思います。

これ、今後もですね、こういう目線で続けていかれると思いますので、あらゆるところに続けていっていただきたいと思います。

カッコ6番にいきます。

今の目線を考えますと、執行部にも女性管理職を取り入れることをずっと提案してきました。

当時の政府が、2030計画とあって、2020年には3割の女性管理職の登用を目指していたと思います。私が提案したところですけど、そのころは、女性は責任感が足りなくて管理職には向かないとか、管理職を希望する女性そのものが少ないとか、そういう男性からの発言は世間では普通に聞かれました。当時の大西町長は、時代を先取りした前向きなお考えをお持ちだったと感じていますが、その当時は執行部席には女性は誰もいなくて、黒い背広の男性職員ばかりだったんですね。で、私の提案を大西町長は真摯（しんし）に受けとめてくれてまして、1人、2人と、管理職に女性の登用が増え、今でもお2人の女性管理職の登用があり、黒潮町では女性を登用するという考え方は一定定着したと考えているようにも思います。

しかし、先ほどもありましたが、先進国から見ると日本の女性のジェンダーギャップ指数というのはま

だ146位中116位と、先進国では最低のところにあります。ぜひですね、管理職の中にも、もっともっと女性を増やす。今のままでは、お2人ではまだ足りません。

まずは、管理職に女性が3割になるように。そのためには、係長など女性の登用を積極的に増やして、裾野を広げながら、こんなこと私が言う必要はないでしょうけど裾野を広げながら、次は女性の管理職が半分になることを目指してほしいと思いますが。

町長の考えをお聞きします。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは宮地議員の、女性管理職の登用についてのご質問にお答え致します。

現在、15人の管理職のうち2人が女性管理職となっており、割合にすると13.3パーセントということになっております。

保育士などを除く一般事務職員全体での女性の割合は32.6パーセントとなっており、このうち、年代別で見ますとおおむね係長職以上となる40歳から60歳の女性の割合は26.8パーセントとなっております。

これら現状における女性職員の割合を踏まえ、黒潮町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画では、女性管理職を令和7年度までに20パーセント以上登用することを数値目標に掲げておりまして、目標の達成のためには女性の管理職3名以上を登用することとなっております。

現在、係長、課長補佐への登用につきましては27.1パーセントとなっており、人材育成を図りながら、目標達成に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

今までね、意思決定機関っていうのは男性社会でしたので、一挙に女性が増えるっていうことがなかなか進まない。政治家もそうですけど、国会議員とかもちろんそうですし、今の黒潮町の町議でもそうですけど、なかなか女性の進出というのが少ない。全体の中でも少ないんですが、それでも一歩ずつ進んでいます。

今のお話聞きましたら、令和7年に20パーセントまでに、3名以上の女性管理職を登用するという目標だということでしたが、私が先ほど質問でありましたのは、まず3割以上、そして、その次半分と。そういう見通しも持ってるんじゃないかと思うんですが。

そのへんはいかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

一応目標では、先ほど申しましたように令和7年度で20パーセント以上ということで考えておりますが、昨年度は3名の女性の管理者がおりまして20パーセントを超えておりました。

今後もですね、議員の方からもありましたように、今、係長、課長補佐への登用も積極的に進めておりますし、全体の割合の中から最低限、その割合のままで上がっていきけるようなことで取り組みを進めてお

ります。

今後、将来に向けて積極的な登用を目指しながら努めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

なかなか一挙にいかないというのは現実だと思いますが、そういう目標を持って、それをスピードアップをして、半分はもう女性の管理職になっていく。そういう時代が来ることを本当楽しみにしておりますが。

女性が管理職が少ない。意思決定機関、管理職に限りませんが、意思決定機関に女性が少ないというのは、ずっと今まで子どもたちがジェンダー平等についても勉強してきたように、女性が男性より劣ってるからでは決まってるんですよ。今までが男性社会が中心でしたので、そういうものがずっと残りますから、そこに一挙になかなか日本は進まない。先進国から言ったら本当に遅れてるんです。

そういうことを踏まえながら、黒潮町としてはかなり積極的に取り組んでくれておりますが、もうちょっとスピードアップをして取り組んでくれることを楽しみにしておりますが。

そのへんは、もう一度すいません、いかがでしょうか。スピードアップができるかどうか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは質問にお答え致します。

スピードアップといいますか、そのときの適材に合わせて、できるだけやって積極的に登用してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

人権問題についていろいろ、本当、黒潮町では私は進んでるなという実感を持っております。

決して町長はですね、一定の地域を差別してるとか、一定の地域がまだ残ってるからどうのとか、そういう考えを持つてるとは私は思っていないです。やっぱり全体が平等であって、みんなが平等であって、差別をしちゃいけないっていうその根幹の中で、今の女性管理職を登用するということも進めていってくれてると。それが本当に大事なことだと思っています。

元始、女性は太陽だった。これは平塚らいてうの有名な言葉です。明治憲法下では、女性の人権はほとんど認められておりませんでした。戦後になって、現在の憲法の下、基本的人権が掲げられ、国民主権がうたわれ、女性の人権が認められるようになりました。女性の参政権も、平塚らいてうなどが先頭になって闘い、戦後、認められました。

しかし、男女同権の社会にはまだまだ道半ばで、選択制夫婦別姓問題などでも、先進国では日本だけが認められておりません。世間ではまだまだ、セクハラやパワハラ、妊婦さんへのマタハラ問題など、そういう課題が残されております。

人が生まれながらに持っている人権は、今では人類の普遍的な価値となっているとはいうものの、決し

て天から降ってきたとか、誰かに与えてもらったとか、そんなものではありません。人権は、世界中で私たちの先輩たちが長い努力と試練の中で勝ち取ってきたものです。

憲法 12 条には、憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならぬとあります。私たちは、人権を守るためには黙ってないで、声を上げ続けて、常に不断の努力をしていかなければなりません。

私は、人権が一番剥奪されるのは戦争だと思います。今のロシアの侵略によるウクライナの現状を見るたびに心が痛みます。今、政府は大軍拡、増税を推し進めようとしています。日本は先の太平洋戦争の反省から、憲法 9 条に日本は戦争と武力による威嚇または武力の行使は永久に放棄する。9 条 2 項では、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めないとあります。戦争だけは、絶対止めていかななくてはならないと思っています。

私はこれから一町民として、今後も人権が侵されることがないように、子どもたちに戦争のない平和な日本をそのまま残してあげられるように、力の限り自分の道を歩んでいきたいと思っています。

これで私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 12 時 01 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、中島一郎君。

1 番（中島一郎君）

今議会につきましては、3 問について、要点を絞り、質問を致しますのでよろしくお願い致します。

なお、質問内容について、若干厳しいこともあるかも知れませんが、なにとぞその点もお願い申し上げます。

それでは、第 1 問、道路整備等について。

令和 5 年度当初予算編成の基本的な考えの 1 つとして、高規格道路の早期完成と関連事業の推進と記述をされています。

また松本町長が、当選後の令和 2 年 10 月 27 日の臨時議会では、施政方針の中で、3 つの公約があり、その 1 つに佐賀大方道路、大方四万十道路の早期完成を目指すことにもなっていました。

これは国の直轄事業であります。黒潮町として、早期完成を目指すためには、果たすべき役割を実行し、あらゆる課題解決を図り、所期の目的達成を目指さなければなりません。

このためにも、庁舎内に部署を超えたプロジェクトチームを立ち上げ、人材確保の上、高規格道路の延伸に積極姿勢で臨むということでもありました。

それも 2 年 6 ヶ月近くが経過した今日、現状の取り組みについて、まずはじめに問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）



それでは、中島議員の1番カッコ1高規格道路の現状の取り組みについて、お答え致します。

高規格幹線道路の早期完成と関連事業の推進は令和5年度当初予算編成方針の重点項目として掲げております。

国の事業進捗が図れるよう、工事用道路の用地買収や残土処理場の調整、関係地域との協議や調整を行っているところです。

また、地元の協力が得られるよう周辺地域の生活環境、産業基盤の改善について周辺整備事業を実施しております。

その他、関連事業と致しまして、浮津墓地移転や上川口の休憩施設の整備等もあり、建設課高規格道路推進係が中心となり、まちづくり課、海洋森林課、住民課と連携し事業の推進を図っているところでございます。

国土交通省中村河川国道事務所とも連携を密にし、懸案事項などは共通認識として共有し、解決に向け取り組んでいるところでございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

全体的な概要説明で理解ができましたが。

それではですね、続きまして、窪川佐賀道路、これは拳ノ川インターから佐川インターまで6.2キロの進捗について、質問を致します。

2018年、平成30年11月17日に片坂バイパス6.1キロメートルを開通してから早いもので4年が経過致しました。

地域の方からは、これも佐賀インターといって正式には黒潮佐賀インターだと思いますけれども、この場合には佐賀インターでいきたいと思えます。佐賀インター周辺工事は相当進んできたように見えるがトンネルの掘削や山間部の工事をする具合が全くわからないこともあってか、佐賀インターまでの開通予定はいつ頃なのかとよく聞かれます。

というのも、佐賀インター付近の用地買収からすでに8年から9年も経過していますので、地元の方が描いている計画よりは相当遅れていることも一つの原因ではないかと思われます。

早く佐賀インターまで開通されて、自らが車を運転して、高知方面へ行くことを楽しみに待ち望んだ方も高齢化や病気のために亡くなる方も何人か出てきました。

そういうこともありまして、今のこの窪川佐賀道路の進捗状況についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは中島議員の再質問にお答え致します。

窪川佐賀道路6.2キロの進捗ということでございますが、国土交通省にて現在事業を実施しております、窪川佐賀道路につきましては、すでに供用を開始しております片坂バイパスを除いてですね、窪川の四万十町中央インターチェンジから四万十町西インターチェンジ等、黒潮拳ノ川インターチェンジから黒潮佐賀インターチェンジ、こちら2工区での合計での進捗状況での報告となるんですけど。

令和4年度の当初時点ですでに、全体事業費、468億円のうち、事業費ベースでは約66パーセントの事業費進捗が図られております。

今年度はですね、四万十町の中央インターチェンジから四万十町西インターチェンジまでの窪川工区で、橋梁、2橋の下部工が完了予定となっております。

また平串トンネルにつきまして、2月末時点で、全延長1,337メートル中987メートルまで掘削が進められております。

また黒潮拳ノ川インターチェンジから黒潮佐賀インターチェンジまでの佐賀工区についてはですね、黒潮拳ノ川インターチェンジの上空を跨ぐ拳ノ川第1橋が今年度完成予定となっております。

また熊井トンネルはすでに完成しております、そこからの窪川向きですけど、そこより先の不破原トンネルについてはですね、2月末時点で、全延長1,831メートル中944メートルまで掘進済みとのことです。

以上となります。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

拳ノ川インターから佐賀インター、これ6.2キロについてもう一度確認をさせていただきます。

今の課長からありましたように、佐賀インターから反対に上ってくるかたちになりますけれど、熊井トンネル、これ518メートルは貫通してますよね。次のその不破原トンネル、これ1,831メートルありまして、今944メートル掘削しちゃうということですね。そうしたら約半分ぐらいですよ。そしてまた手つかずといいますか未着工の部分が拳ノ川トンネルの398メートル、そして荷稻トンネルの458メートルですか。大体全部で3,200メートルぐらいなるんですね。拳ノ川から佐賀のインターまでの間トンネルで。そしたら大体今、2分の1の1,600メートルぐらいが、掘削完了ということになるわけですね。

そういう状況ですね。はい。わかりました。

そしたらそのことは一旦置きまして、続きまして、大方道路、佐賀インターから上川口インターの7.8キロの進捗状況をお願い致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

情報防災課長（河村孝宏君）

それでは中島議員の再質問にお答え致します。

佐賀大方道路につきましては、こちらも先ほどと同様に、令和4年度当初の時点での全体事業費でいきますと、580億円のうち、事業費ベースでは約10パーセントの事業進捗が図られております。

今年度の事業展開と致しましては、黒潮佐賀インターチェンジの盛土部分が、全体の約7割程度完成しております。

当該箇所の盛土使用する土は、不破原トンネルのズリを用いているため、残りの進捗については、不破原トンネルと同時期になると想定されます。

また黒潮佐賀インターチェンジより、国道56号を跨ぐ伊与木川の大橋のPⅡ橋脚、今現在足場を作っている、国道のすぐ横にあるやつですけど、あちらは完成予定となっております。

工事用道路についてはですね、馬路地区の工事用道路が完成しております、あと有井川地区の工事用道路が全体の約半分程度完成したと伺っております。

今後も早期の完成を目指してですね事業進捗が図れるよう、町としても要望していきたいと思っております。以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

それですね、大体進捗状況は理解できましたが、先ほどもいいましたように、よく考えて見たら、拳ノ川インターから佐賀インターのトンネルの部分ですね。3,200メートルの部分で、今1,600ぐらいは掘削工事は終了してるという状況ですので、これに大体4、5年程度かかっているわけですね。

だから、単純な計算でいったら、今拳ノ川の第1経路あたりの工事もしてますけれども、トンネルの工事に、まだやっぱり4、5年ぐらいかかるという見通しになると、単純な考えではなると思うわけですね。いえば。

だから町長にここで一つお聞きしたいがですけれども先ほどもいいましたように、1日でも早い供用開始を皆が誰でも望んじゃうわけですから、町長としてですね、この佐賀インターまでの開通見通しといえますか、これ、期成同盟会、今うちにはいろんな、例えば四国横断自動車道、佐賀四万十建設促進期成同盟会とかいろいろな各種団体があって、この高規格道路の促進を図っているわけですが、そういうことを鑑みて、いろんなことも鑑みて、これなかなか大体いつごろということはいいいにくいかもわかりませんが、何かその点公表できることがあればですね、一ついろいろな部分を参考にして、答弁をしてもらいたいんですけど、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは中島議員の再質問にお答え致します。

誠に申し訳ないんですが現時点で供用開始時期は明確にできないとお伺いしております。

こちらも参考資料といえますか参考までなんですけど、片坂バイパスの方は事業化から完成までに14年間の期間を要しております。

今議員もご承知の通り窪川佐賀道路、佐賀工区の事業化が平成24年となっております。

先ほどいわれました議員のトンネルの進捗とかもありますけど、なかなかそこらへんでしか参考値としてしかお伝えできないのが今の現状です。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

現状はよくわかるわけです。僕は町長ちょっとお聞きしたかったんですけどそういうふうには、あらゆるその促進期成同盟会の中で、いろいろその事業計画とか、そういうふうにはいつごろとかいう目標を持ってその活動してると思うんですけども。その部分をちょっと聞きたかったわけです。僕としては。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、中島議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

近隣の市町村それから県とも一緒になって、四国横断自動車道の高知県建設促進期成同盟会等々と、夏と秋に集中して特に要望をずっと続けてるところでございます。これは前町長からがずっと続いていることな

んですけれど、このさまざまな要望はするんですけれど、いつまでという、何年何月というよりも早期完成を目指して、要望するかたちでございまして、なかなか具体的に何年までということがですね、要望しても、向こうは答えられないので、それ以上いいにくい。そういう状況の中で、早期完成を要望致します、というふうなことでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

そのことは理解できます。早期完成ということ、それを皆が望んでることですよね。

ただ私がいいたかったのはこれが答えにくいかわかりませんが、そういう組織の中で、一応をいついつの目標にして、そこでできるとかっていうがやなしに、やっぱり、その団体としてはですね、私はその目標を設定してるんじゃないかと、そういうふうに、自分ながらに考えていましたので、質問をしたところです。

そしたらそのことはもうそれでよろしいです。

それで次に移ります。

町長、佐賀インターまでの開通を見通して、人の流れを変え観光誘客に取り組み、道の駅再構想や、周辺整備の推進に力を入れ、地域の産業振興の活性化を図っていくと、いうことでもありましたが。このことの取り組み、これが、現在どのようになっているか、このことを問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

現在進捗中の高規格道路窪川佐賀間の延伸に伴う佐賀インターチェンジ開通に合わせました、いわゆる周辺、特に佐賀地区での産業振興への取り組みと致しましては、まず当然想定される高規格道路の延伸に伴う観光入込客の増加、また物流輸送時間の短縮、新たな工場や店舗の誘致。特に喫緊の課題ととらえております道の駅なぶら土佐佐賀のリニューアル、施設の拡充整備など、さまざまな角度より、今後の佐賀地区の将来を見据えていくことが求められると考えております。

12月議会での浅野議員への答弁と重なりますが、佐賀道の駅に今後寄っていただいた人流をいかにして、その周辺地区に波及、また誘導していくか。例えば、黒潮一番館へ人の流れを繋いでいくか、佐賀の魅力や観光コンテンツにつきましても、どのように今後生かしていくか。そういった方向性が求められると考えております。

また、一次産業全般におきましては、物流時間コストの短縮が大きなメリットとしてあげられ、今後より高知市、また周辺高岡郡などとの結びつきが強まっていくと考えております。

今後佐賀インターチェンジが、かなりの期間にわたり、幡多の玄関窓口となることが想定されます。

そういった中で交流人口も増加し、町の賑わいも創出されていきます。

こういった機会を逃さずに、今後も関係者との協議を進め、全体計画の立案に向かってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

答弁の内容は十分理解はできます。

ただ私が心配するのは、それはあくまでも全体計画であり、構想であるため、そこにやっぱりもうそろそろ予算付けをして、その実地面とかそういうところも展開していかんと。それが遅れてくるがやないろうか。構想は構想でいいわけですけども、その現地とか実地とかそういうものは、部分へ入ってこんどですね。

一番大事にしていかないかんのは、よくいわれますけれども、開通までにこの時間的余裕があるということで、ではなくですね、やっぱり今も課長がいったように沿線の関係者との話によって、そのことをやっていかないかんわけですけども。地域の密着したかたちを作ること、作る上で、その経済的な好循環を生まないかんわけですね。

それやっぱり地域の皆さん周辺の皆さんにお世話なり、協力してもらいたいことなわけですので、そういうことをですねやっぱり予算化してですね、目に見えるものにしてもらいたいわけですね。

そこを一つ、お願いをしておきたいと思います。また、専門家の方々がよくいわれますが、開通前までに、供用を開始する前までにですね、今の構想なんかの施設なんか、施設整備が終わって、その機運の高まりのあるときの、その最初の1年が、こういうものについては、実績効果ゆうか経済効果がある1年であるということをいわれておりますので、ぜひですね、そういう部分へ予算化されて、前へ進むようなかたちをぜひとってもらいたいと思いますので、そのことをお願いしておきます。

それでは、2の方へ移ります。

工事用道路、熊井地区から上灘山間の供用開始についてでございます。

これは平成23年から、片坂バイパスや窪川佐賀道路事業による発生土砂の残土処理場としてですね、令和3年度末をもって完了致しました。

総面積は約1万8,000平方メートルとなっているようですが、今後はこの土地についても有効な利用を検討していかなければなりません。

今回質問したいのはこのときに新設されました工事用道路。ただ今いいました修復工事がですね、令和4年度中に完了する予定になっていたと思います。当時、協力をいただきました土地所有者の方もですね、早くこう利用できないかという待ち望んでいますので、このことについてお聞きをするわけです。

また、この道路は南海トラフ地震などが発生した場合に、佐賀地域の方が、避難場所である伊与喜小学校へ避難する場合の、関連道路としても利用されるわけですので、このことも鑑みてですね、早期な供用開始をしていただきたいと、そう思うわけですが、このことについて問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、カッコ2工事用道路の供用開始についてお答え致します。

ご質問の工事用道路につきましては、平成24年3月定例議会において町道熊井上灘山線として路線認定が議決され、国土交通省が高規格道路の工事用道路として整備後、上灘山への残土の運搬路として使用していました。

使用終了後は、ダンプトラックの通行に伴い破損した側溝や舗装等を調査し修繕を行っておりましたが、今月、令和5年3月に修繕が完了したため、年度内に国土交通省から引き渡しを受ける予定となっており、4月には供用開始をできるものと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

4 月から供用開始になるということで、大変の担当課の方もいろいろとご苦労があったと思いますが、このことに対しましては、感謝を申し上げたいと思います。

それでは続きまして、3 のですね町道の維持管理についてでございます。

これは大方地域の沿線の方からのお話がありましたが、2、3 年前と比較して、1 年間通して、定期的な維持管理、草刈作業などが少なくなったんじゃないかということでもあります。

またこのことに、その方は、不安も持たれていました。

予算のこともあって、計画的に町道改良工事ができなければ、私は今まで以上の維持管理を徹底していくことが、必要じゃないかと思っています。

というのは、町道の周辺の雑木は年々年々大きくなっていますし、それにつれて、台風時の大雨発生によるものや、有害鳥獣、これイノシシなどによる落石崩壊への対応も、多分増加傾向にあると思われま

す。高齢化が進む中で、地域住民が安心して暮らせる町道の維持管理体制の充実が早急に願うところですが、町内を全体的に見て、1 年間を通じ、どのようなかたちで維持管理をされているか、そのことについて問

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、カッコ 3、町道の維持管理体制についてお答え致します。

町道の維持管理につきましては、地区に委託をしている分と森林組合に委託をしている分、また業者委託を行っている分があります。

地区に行っている委託につきましては、令和 4 年度で 29 地区に委託し、年 1 回から 2 回の草刈りを行っていただいているところです。

森林組合に対する委託につきましては、従前令和元年度までは直営により作業員さんを雇用し町道の維持管理を行っていたものを、令和 2 年度から森林組合に委託したもので、作業内容については、町道の草刈りや高刈り業務、路肩や側溝内の土砂の取り除き、簡易な舗装修繕などであり、町より作業指示書を作成し指示に従って実施していただいているところです。

業者委託分につきましては、町道井ノ岬線と馬目ヶ鼻線の維持管理を委託しており、内容としましては年 2 回の草刈りと 2 回の側溝、集水桝の清掃、路面清掃工として 35 リューベの土砂の撤去となっております。

また、その他、規模の大きな土砂の撤去や支障木の伐採、修繕等は個別に建設業者に委託しております。

このように町道の維持管理につきましては、さまざまな方法により行っておりますが、主となる幡東森林組合への委託業務につきましても、本年度 2 月末現在、65 路線の草刈り業務を路線においては、年 2 回から 3 回実施しており、町道の利用者には出来る限りご迷惑をおかけすることが無いよう維持管理に努めております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

その町道の維持管理、草刈を年に2回から3回ということですが、これは2、3年前と比較して、今年と同じような状況で実績的にできたわけですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答え致します。

町道の維持管理の、年2回から3回につきましてはここ数年、例年そのようなかたちで行っております。ただ作業員さんの人数につきましては年によって、人数が少なくなったりした年もありましてただ、回数的には同じような回数で行っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

わからんわけじゃないですけども、作業される方が少なくなって、時期が同じ時期に、そうすることができのかなという心配があるわけです。

というのはどうも話をいろいろと聞いてみるに、作業員の方がなかなかいない、森林組合さんの方もすね、令和2年からでしたかね。2、3年、委託で事業を受けてやったと思いますが、令和5年度は、町の方へむいて、またその業務は帰ってきたというような状況だと思っております。そこにはやっぱりなかなか作業員さんの確保ができてないわけですので、そこに一番草を刈ってもらいたい、こうしてもらいたい時期に、なかなかうまくこう、いろんなスケジュール、広いわけですので、町道の総延長が247キロあるわけですかね、247キロメートルあって、大方地域が151キロメートルそして佐賀地域が96キロメートル。だから大方地域の場合は61パーセント、佐賀の場合が39パーセントを占めていると思っておりますので、いろいろアンバランスなことも起きるかもわかりませんが、やっぱり草刈はその時期時期があつて、その時期に刈ってもらったら、維持管理を後々せなくてもかまんどか、いろいろあると思えます。

そのタイミングどおりいかんと思えますけれども、やっぱりそういうふうにしてもらいたいときにできてないから、その不安を感じていると思うがですね。私はそこにはですね、一つ大きな問題があるのではないかと。

そういうのは労働作業員の確保が十分できていないのが、今もいった通りでございますけれども、そこには今年度までは森林組合に委託してからでも今度こちら返ってくるわけですけども、労働賃金の単価のあり方。これがですねやっぱり作業員の方なんかからも聞いてもですね、いろいろ諸問題があるわけですね。

今回、町の直営でやるわけですので、そのへんは、ある部分、改善されるかもわかりませんが、そういう、なかなか声の届かない方の部分へですね、行政がやっぱりいろいろ見て、意見を聴取して、その中でクリアしていかなと。今年も大方で4人、佐賀で4人の体制だという話もいただきましたけれども、去年はその体制はとれてなかったわけですね。

今年やってると思えますけれども、やはりそういう意味ですね、もうちょっとどういいますか、先ほどもいいましたように、地域の下で、住民のために頑張ってくれる方の、そういう方の労働賃金というか労働対価というものをやっぱり見直して、上げていただきたい。

話に聞くと、今朝ほどもシルバー人材センターのお話がありましたけれども、シルバー人材センターも近ごろは、ちょっと話逸れますけれども、田畑の放棄地をですね、草刈などをやっていますけれども、なかなかそこには人が、確保できんようです。またその仕事もえらいと思います。そういうものがあるわけですね。

やっぱりそういうところを、これは相対的なものの見方をしていかなと、そこで人材を育成していかなと、なかなか育てこないと思うわけですね。

ぜひそういうところはですね、今回、町にもんてくるわけですので、いろいろ考えてくると思いますけれども、やはり労働賃金というのは、あっさりした話一番生活する中で大事な部分でありますので。

例えば今、諸物価が上がってきましてですね、総務省が発表した今年の1月の消費者物価指数、前年度に比較して4.7パーセント上がっちゃうがですね。

そういうことをいろんな吟味してもですね、もう賃金が5パーセント6パーセント上がらんといかん状況になってるわけですね。そういうこともですね、ぜひお考えを願いたい。

そして、もう一つお願いしたいのは、町が報酬の一覧を多分いろいろ作ってると思いますけれども、それはまあ平均的なものの中ではめていっていると思います金額を。やっぱりそういう作業員とか、その担当課担当課、自分とこの該当になる部分の方については、そういうふうに担当課担当課の意見を聞いてですね、いろいろそういうふうに調整をしていただきたい。

そうせんとなかなか、人材育成とか何とかいいいますけれども、後継者、本当に、長期にわたってそういう作業ついてくれる方はいないと思いますんでぜひ、働く場として、そういう力添えをお願いしておきます。

それともうひとつお願いをしたいのは、町道、有井川線ですかね、有井川、米原線ですかね。この現地をですね去年の12月とそれから1月にも僕3回入っていたがですけども、時期的なものもありますけれども山側からの路面に流れてる水が、表流水があるわけですね。あんなとこ見たときですね、これは地域の人にしたら、もうそのことが当たり前になっちゃうかもわからんですけど、これは凍ったら怖いよと思ったわけです。

これ佐賀の高齢者の方が、その道、親戚のところまでたびたび入りゆうけん、見てくれ言うて見に行ったがですよ。自分が。やっぱり簡易的なことであるけれどもその横断側溝とかね、そういうものを作ってやればえいがじゃないろうか。それほど、お金はいらんとしますので、小さなことであるけども、事故を起こさないように、職員なんかも同じとこ通りゆうけんそう思わんかもわかりませんが、やっぱりよそから来た方なんか通るとね、そういうことを思うわけですね。

そういうとこもぜひ努めてもらいたいし、それからやっぱり幅員が狭くてその石が落ちてきたり、大きい石じゃないけれどもやっぱりずっと山際落ちてきております。そういう若干怖いとこは取り除くとか定期的に。

そして17時過ぎには町のバス入ってますね。あそこも。その方ともいろいろ話したがですけども、やっぱりそのように、話があるところはですね、少しでもそういう改善策をお願いしておきたいと思います。

それでは次に移ります。

2、水産振興について。カツオ一本釣り船等への支援についてでございます。

2023年の新しい年を迎え、1月3日付、高知新聞の一面に、全滅危機100トン近海船。カツオと生きていくというシリーズで久礼のカツオ船が廃業した記事が載っていました。

要因としては、資源減少によるカツオ不漁や燃油高、そして船員の資格、これ機関士などのですね、そ



の不足などはあげられ、その上に多額の費用負担となる定期検査を迎えるにあたり、廃業の判断をされたとのことであります。

黒潮でも、平成4年度、これは佐賀町のときであります。19トンクラスのカツオ船が6隻、49トンから136トンの大型カツオ船が16隻の22隻の所属船が操業していましたが、令和3年には、これも合併してからですよ。佐賀漁協所属船が、19トンクラスのカツオ船が6隻と49から167トン大型カツオ船が6隻。そして伊田支所に19トンクラスのカツオ船1隻、上川口支所に19トンクラスのカツオ船3隻、それからマグロ船が2隻の計6隻で合計18隻となっていました。大型カツオ船の落ち込みが顕著にここでも現れています。

近海一本釣り船は、これまでも、カツオの不漁、低価格、燃油高などにより、企業経営の厳しさが増す中でも、行政、漁業協同組合、町内金融機関そして船主との協力体制をとり、その都度対応策を打ち、何とか乗り切り事業継続がされてきたところでもあります。

その1例は、平成10年度に新設された佐賀町の時代のときの水産業経営資金であります。

新型コロナ感染やロシアによるウクライナ侵攻による、燃油価格や物価高騰による支援策として、農業、漁業、商工業分野における町単独の旧制度を作り、経営維持を図ってきました。

企業では、沿岸漁船を対象にした水揚げ手数料の補填や、漁船用燃油1リットル当たり30円の支援が、昨年12月30、31日まで行われ、地域の漁業者の方からは、大変喜ばれたことをごさいます。行政のこの英断には感謝を申し上げます。

しかしながら、19トンクラスのカツオ船や近海カツオ大型船は、地元漁協への水揚げ機会も少なくなっただけで大半の漁船が給付対象外となっていると思われる。

カツオ一本釣り漁業を基幹産業としての位置付けをしているのであれば、漁業経営の厳しさが増す今日こそ、行政としては、均衡のとれた支援策を検討するべきではないかと思うところですが、このことについてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ1、近海カツオ一本釣り船等への支援についてのご質問にお答えします。

令和4年度中における、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました、町内水産業に係る支援補助制度につきましては、令和2年度より引き続き、活用をおこなった、町内各漁港における水揚げ促進事業補助金及び、令和4年度中に新たに創設をしました、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を活用した、漁船用燃油高騰緊急対策事業があげられます。

議員ご質問のとおり、本制度はあくまで町内での水揚げや、町内における高知県漁協からの漁船燃料給油において事業の該当となるため、コロナ関連の予算枠も含め、制度設計の当初より、主に県外や他地区での漁業活動を中心とする、中、大型カツオ船や、カツオ19トン船、またマグロ船などにつきましては、本制度の適用において難しい側面がありました。

なお、令和5年度につきましては、コロナ関連の交付金メニューが終了したことにより、水揚げ促進事業補助金のみ、当初予算において上程をしております。

今後とも引き続き、資材の高騰や燃料費の高止まり、それらに伴う全体的な経費の高騰も踏まえ、水産業全体を取り巻く環境は厳しい状況である事は、十分に承知をしているところでございます。

今回、令和4年度にて、コロナ関連の交付金事業が終了したため、新たな事業展開に伴う予算原資が町

単独費での対応となります。

議員、ご質問の、町内において全体的に均衡のとれる支援策の制度設計につきまして、まずは、補助予算原資の確保が大前提とはなりますが、今回国の追加物価高騰対策としての令和5年度における地方創生臨時交付金の増額とのマスコミ報道も聞こえてきております。いち早く、関係者間での情報共有を図り、特に、エネルギー関連の制度設計につきまして、今後、検討を進めてまいります。

また、本年度におきまして、高知カツオ漁業協同組合を通じ、近海カツオ一本釣り漁業の経営安定に係るさまざまな課題点などの情報を共有致しました。

重点的なお話としましては、新造船への融資支援策、燃油高騰への対策、船員の不足における対策などが喫緊の問題として挙げられております。

今後とも関係者間での協議を含め、先ほど申しました重点課題につきまして、今まで以上に、高知県水産振興部とも調整を図ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

それですね、県のカツオ組合とからいろいろなご要望があったようですが、新造船の融資とか、燃油高騰の件とかいろいろ、それから、新しい漁船の問題とかいろいろあるとも出てきたと思うんですけども。私がちょっと調べてみたのに、課長この前の先日の答弁のときにも、セーフティーネットの構築の事業の関係を話していたと思いますけれども、この漁業経営のセーフティーネット構築事業の加入者はですね、本町においては、近海カツオ大型船が4隻、遠洋カツオ船19トンを含めまして23隻、それから底引き、引き網、建網漁が13隻。それから、伊田、上川口、入野支所で16隻、計56隻の方がですね、このセーフティーネットの構築事業に加入しているわけですね。

これはこの燃油価格の上昇に備えて、漁業者と国が集金を積み立てると。これはどの事業でも一緒ですけども。それ、その一定基準を超えたとき、上昇した場合に、漁業者に対してその影響を緩和するものでありますが、この補填金は国と漁業者が一对一で負担をしていると思います。

それから県の方もですね、漁業者負担の2分の1、これを多分補助していると思うわけですが。これを見たときに、うちの場合、これ黒潮町の施設園芸燃油価格高騰対策事業、これは金額の大きい少ないから別として、大体これと類似する事業なんですね。農業の方ではこのこともやられてるわけで既に。だから、このことをですね漁業の方でも、実施していただいて、漁業者の負担軽減を図るようなこともですね、ぜひやってもらいたい。

これは一つ私ながらに考えた件なんですけれども、そのことについて、どのような考え方持ってるか、執行部のお考えをお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それは中島議員の再質問にお答えします。

漁業経営セーフティーネット構築事業につきましては、燃油や配合飼料価格が上昇した場合において、その影響を緩和するための備えとして、国と漁業者の資金原資により、その補填金を拠出する事業でございます。

議員もおっしゃいましたが、なお、補填金の拠出割合は、国と漁業者の方は一対一の割合で負担しており、令和4年度につきましては県の方の補助としまして、漁業者の方の2分の1を補填する新しい事業を、令和4年度は行ったと聞いております。

こういったかたちの設定平均価格値超えた場合のセーフティーネット事業につきましては非常に町内でもですね、ある一定沿岸、あるいは中、大型船、そういったところの均衡が取れてると考えておりますので、そういった制度効果を合わせましてこういった事業を受け、効果の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申しましたが実際の課題としましては、こういった新たな制度に伴う、やはり予算原資がまず第1だと考えておりますので、そこも踏まえましての事業の計画を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

それでもう一つお聞き致します。

これは非常に私残念に思ったんですけども、カツオ一本釣り漁が基幹産業だというわりに、今年度の当初予算を見たときに、最初私がちょっと申し上げたとおり、この水産業経営資金の融資について、従来は1,500万円を計上していたものは、今年度はその予算計上がないわけですね。今年は。

だからこれ、この一番、近海のカツオと19トンでは厳しいいうときにですね。今まで申し込めなかった、いろんなことがあるかもわかりませんが、この危険性が高いこそ、この予算を確保しておくべきだと思うからですけども、それがなされた件もちょっとお聞きをしたいわけですが。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

議員ご質問の水産業経営資金融資につきましては、議員おっしゃられるように、令和5年度当初予算におきまして、予算上程を見送った経過となっております。

その理由につきましては、融資そのものの実績におきまして、先ほども申されましたが、平成30年の融資を最後となっており、近年は実績がございません。

また他の制度資金との比較や利率の関係など、そういった面も踏まえまして本制度におきまして、ここ数年は、町に対しての問い合わせなどありませんでした。

この町が今まで行ってきた、預託金制度融資そのものは、過去より、仮に損失があった場合における債権、補償の関連は、町におきましても未回収となる債権、また、元金の支払いなどの義務が発生するため、他の市町村と同様の判例を見ましても、そういった場合に将来にわたる問題となりうることも想定される制度であったと考えております。

こういった面も踏まえまして近年の、今後、今年度は予算の上程をしておりませんが、制度の廃止も視野に入れた関係者協議を進めていくかたちとなっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番 (中島一郎君)

経過というものを私は大事にしてもらいたいと思うんですね。これ確かに損失補償で、町が負債を抱えることもあるかもしれません。それは、この平成 10 年のときに、佐賀から近海のカツオ船を消したらいかんということで、当時の佐賀の町長は頑張っただけです。いろいろと、そういう損失の補償はあるけれどもそれを乗り越えて、他金融機関もそのことを乗り越えて作ってくれた。

それはこの社会情勢の中で損失補償ということはすぐわないことは、私も理解できます。それで、今課長がいましたように、平成 30 年度から実績がない、これはありません。それはなぜ、なぜないかということも僕は追求して欲しかった。というのは、当初の融資の条件より年々●にきちよって、そのお金が借りられない。船主としたら。

今、この 3 年の間に、このコロナ禍の中に、先ほど申したように、農業や商工業に関してはいろいろな枠で緩和策があって。保証人はいらん、利子はいらん、今回も中小企業等の融資利子補給 1,150 万程度、予算化してると思いますが、そういう状況下でありながら、この近海のカツオ船 19 トンを救う余地がなくなってるわけですね。

ほんやけん、ある部分、船主の方からは、町にいうたち無駄やっとなってくるわけですよ。そういう話には。確かにこの融資制度は、そういうふうに、町の負担を被るところあれば、この機会に新たなものを作って、お互いを話合って、何らかのこの優遇策を図ってやる。そういうことを今しておかんとですね、どんどんどんどん貧乏してきますよ。

それはぜひここでどうこう言うわけではございませんけれども、私はひとつの方法としてですね、そのことにこだわらず、今回ふるさと納税基金、3 月の補正で 2 億 4,000 万。基金積み立て致しますね。今年ふるさと納税 10 億から 11 億なるわけですので、これは本当に、担当課の方によって皆さんはめてくれたおかげだと思いますけれども。その 2 億 4,000 万のお金を基金に積み立てることもそれは大事だと思いますけれども、もっとその使い道のわかる、目的意識のわかるものをみてですね。同じ、今、ふるさと納税の返礼品は結構、カツオのたたき等も多いわけですので。この機会にこういう基金の積立の部分で、こちらへシフトして、そういう改善策を図るとか、いろんな方法が取れると思うわけです。

ぜひですね、そういうこともやっていただきたい。

その中で、やっぱり行政と、近海カツオ漁船、19 トンの船主の皆さんとのいろいろな意見調整ができ、信頼関係ができ、地域の産業振興に繋がっていくと思いますので、そのこともお願いしておきます。

それと、またもう一つ、残念な話なんですけれども、一番最初にいいました、この 1 月 3 日からのシリーズの中で、町長のちょっと言われたことでちょっと気がかりなことが、これは私個人でございまして、ありました。

というのはですね、このへんから、そこらあたりは、きてるんじゃないかと思ったわけですが、これは記事の内容ですので記事が正しいかどうかちょっとわかりませんが、この近海船等が無くなって、もし無くなったらという中で、近海カツオ船は、町の象徴、スターだ。町民も誇りを感じていると、そう話すのは黒潮の松本敏郎町長という部分があります。

その後ただ、とこう続きまして、近海船に町は多額の公費をつぎ込む支援は難しい。これは国の漁業であり、産業として、政府の支援をお願いしたい。

これはね、国の漁業である。これは国の産業全部そう。これをここでね、近海船を特化した、これはお金が多額になるからそう思ったかもしれませんが、私はお金が高くなったら、融資とか、補助とか、

整理したらええわけですので。何らかのかたちでもそういう優遇策を、支援策を作っていただきたいという願望を持っているわけです。

そのことをですなぜひ、その書き方が悪かったかもわかりませんが、そのように基幹産業であることは事実でありますので、それに沿った支援政策を見い出していただくことを、この場でお願いをさせていただきます。

それでは次に移ります。

各漁港の船揚場施設について。

各船揚場の施設は、漁民の操業による安全性や、操業効率をとるために、定期的に漁船の修繕や点検作業を行われ、頻繁に利用をされています。

しかしながら、施設整備後 30 数年が経過し、台風時の荒波や、潮風により施設の損傷がひどく、住民の高齢化が年々高くなることから、作業中に事故でも発生すれば、取り返しのつかないことにもなります。

佐賀漁協の船揚げ場施設においても、特に船台の枕木と、滑車の取りかえ、そして船を上げるウインチ機械の整備は、早い段階での取り組みが必要ともなっています。

というのも、作業中に、老朽のために、船揚げ用のワイヤーですね、ワイヤーが切断したためか、応急措置として、それをつなげる箇所があります。

これはね大変危険なわけで、ぜひですね、確認をしていただいでですね、これは、佐賀漁港だけではありません。伊田にしても、上川口なんかも、それから、入野なんかも全部あるわけですけど施設が。こういうところはですねやっぱり平成 20 年に県一構成によって漁協が合併した関係かもわかりませんが、なかなか漁協の動きが悪いわけですので、これちょっと、町には酷かもわかりませんが、ここらあたりですね、町が主導権をとり、施設の改修が図れないかということです。

このことについてお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ 2 各漁港の船揚げ場施設についてのご質問にお答えします。

現在、町内における漁港につきましては、町管理漁港としまして入野、浮津、灘、鈴の 4 漁港。また高知県の管理漁港としまして、田野浦、伊田、佐賀の 3 漁港の合計 7 漁港となっております。そのうち船揚げ場施設につきましては、昭和 49 年から昭和 53 年の間において、当時の各漁協組合単位にて整備がなされてきた経過があり、現在は高知県漁協の所有管理となっております。

議員おっしゃられるように、各漁港における船揚げ場施設につきましては、施設整備時より 40 年以上の年月を経過しており、突発的な修繕は加えておりますが、一定の老朽化が認められます。

個別の修繕に係る対応の実績につきましては、直近では令和元年度に佐賀漁港において、船揚げ場のレール交換を 18 メートル。令和 2 年度に入野漁港において、同じくレール交換 20 メートル。令和 3 年度には灘漁港において、レール交換 80 メートル。本年度につきましては、灘漁港のウインチ作動小屋の屋根の修繕の対応を行っております。

こういった修繕工事に係る対象施設の情報につきましては、管理者であります地元漁協支所とそれぞれ箇所別に内容を協議し、負担金 50 パーセントの納付において実施をしております。

ご質問内容の、町の主導権の範囲につきましては、日常における維持管理また、漁港点検結果も踏まえて、各漁協支所との施設危険度の情報共有も図っており、今後、多額の予算が想定される場合には、事前

の協議を進めてまいります。

将来的には、レール交換だけではなく、先ほど申されました高額な費用が想定される船台引き揚げのウインチ、そういった修繕なども想定がされます。

引き続き、施設管理全般において、関係者との情報共有に努めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

それで課長私がいいました佐賀の船揚げ場の巻き上げ機のワイヤーは見ました。

あれ、途中で簡易的に繋いでいると思いますけど、あれが一番本当は怖いですよ。それからワイヤーが錆びてしもうてですね、摩擦が起きますので、ぜひですね、あのへんのあたりはですね、早期な修繕を必要と思いますので、そういうことはお願いしておきます。

それともう 1 点、これは今課長がいいましたように、全体的な計画を作ってくれて、計画の中で、漁協と話合うてやっていくということですので、今もう 1 つ困ってることがですね、この話は若干それですけれども、今度今 19 トンなんかの船揚げ場が、この近辺にないがですね。そういう話が入ってるかもわかりませんが。これはね、ちょっと大事な事になってきてまして、今日どうこういいませんが。そこらあたりのことをですね、ちょっと考慮願いたいところがあるわけです。1 番、想像する中で大事な部分でございますので、そのこともひとつお願いをしておきます。

それでは次に移ります。

3 の防災対策についてでございます。

漁業集落環境整備事業の計画について。

佐賀地域においては、長年にわたり漁業集落環境整備事業により、防災対策や生活と排水路施設の整備など、幅広く、取り組まれてきました。

今年度は 10 月 11 日の臨時議会において、町分地区の排水施設整備に関しての、工事が発注されて、今年度中に完成予定となっていました若干繰り越しにもなったところです。

地域住民にとっては、頻繁に自然震災が発生する中、特に、大雨が降れば、いつも床浸水を心配していましたが、このことも改修され、安全安心のまちづくりに一歩近づくことにもなります。町の支援状況にある会所、明神地区についても、排水施設整備等の計画をされていると思いますが、事業開始等はいつになるのか、そのことについて問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ 1 漁業集落環境整備事業、会所、明神地区周辺の排水施設整備計画等についてのご質問にお答えします。

佐賀地区における雨水排水対策につきましては、議員おっしゃられる佐賀地区漁業集落環境整備事業としまして、現在、令和 3 年度から令和 6 年度の整備期間において、単独費を含む総事業費 1 億 5,100 万円の全体計画にて漁業集落の防災整備関連事業に取り組んでおります。

全体事業の内容につきましては、揚排水ポンプ施設を町分地区に 2 箇所の整備。また明神、会所地区へ 1 箇所の整備。過年度に整備済みの避難広場への風雨をしのぐ屋根の整備。また、津波避難路整備としま

して、町道1路線の拡幅改良工事が全体の実施計画となっております。

議員ご質問にあります、雨水排水施設整備における事業の進捗状況につきましては、令和3年度からの繰越明許費6,860万2,000円と令和4年度の当初予算を合冊し、現在、町分地区揚排水ポンプ2箇所を整備中であります。

なお、工事の完了につきましては3月24日の工期となっております。

引き続き、来年度以降の計画につきましては、関連する明神、会所地区における雨水排水施設整備を進めてまいります。

事業のスケジュールとしましては、今後、令和5年度から令和6年度において測量設計を実施、また関連する起業地の取得、本体の整備工事と進んでまいります。最終的には、令和6年度予算を目途として、事業の完了の予定となっております。

今後とも、地域住民生活に直結する防災関連整備事業である事を念頭に入れ、スピード感を持った事業進捗に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

はいわかりました。

そしたら明神地区についても令和6年度でほしい、雨水排水施設が整備されるという認識で構わないわけですね。

ひとつよろしく願いしておきます。

それで今、課長の方からもありました繰越ですね、避難道路の上を向いて簡易で屋根をつけるやつ。これ残ってますが、そのままこの事業の中でやるわけですけれども。この話によるとその周辺に結構広い場がありまして、そこを避難場所として簡易的な避難場所として、雨風を遮れるような施設を作ってもろたらいうような話も、地域の方から上がっているんじゃないかと思うわけですけれども。そういう事業を漁業集落整備事業では計画できないわけですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

先ほど申しました、城山避難広場に令和4年度予算、ちょっと繰越事業の対応になりますが、今後避難広場、屋根の整備工事を予定をしております。

その中で今までうちが取得した用地のすぐ横に、ある程度同じぐらいの面積がある民地の方がありまして、地元の各区長さんから、ぜひそこも避難広場として整備の方行ってもらいたいというお話は、私の方に届いております。

ただ事業として避難広場の整備というものはもう避難人口で決まっております、その部分に対しての事業費の投入というのは、現在のところちょっとハードルが高いのかなとは考えておりますが、今回、区長さんが申されますには屋根がついたところはなかなか避難経路に取りにくいということですので。そういったところも踏まえて、再度現地ですね、また関係者と協議の方を行ってまいりたいと考えております。

またちょっと掘り返しになりますが先ほど漁業集落環境整備事業、あくまで令和6年度予算までの確保となっておりますので、そのことはご確認願います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

わかりました。

先ほど申しました、漁業集落整備事業で、佐賀地域は結構良くなってきたわけですが、今の明神地区の高台のその広場なんかでもですね、この事業でやるとまた新たな計画に入ってくると思いますのでなかなか難しいところがあるかも知れませんが、地域の方、周りの方といろいろとお話をしてですね、前向きな考え方を持ってくれていますので、その方向性を見いだしていただきたいと思います。

それで、私は以前から、この漁業集落整備事業、これ2の方へ行きますけれども、大方地域ですね、防災安全施設、それから集落道、それから排水設備の整備計画を作成して、本当に安心して暮らせるまちづくりを目指すべきではないかということで、だいぶ以前に質問をしたことがあります。

そしたら大方、その後ですね、もうこれ5年ぐらい前になると思いますけれども、田野浦地区の避難整備を、1ヶ所やってくれたと思いますが、その後の計画が途絶えているわけですね実施が。大方地域の場合はですね。だからやっぱり佐賀がある程度できればですね、またこれなかなか計画の範ちゅうに入るかどうか、伊田とか上川口とか、田野浦もあるわけですがけれども。そのへんをですねぜひ協議していただいてですね、この計画をはめてやった方が、ものの進捗といいますか、整備が早いような感じがするわけですね。

これはなかなか可能性がないことですかね。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ2 大方地域の防災安全施設、集落道、排水施設等の整備計画を策定し、安心して暮らせる地域づくりを目指すべきではないかのご質問にお答えします。

現在、実施しております、佐賀地区における漁業集落環境整備事業につきましては、集落道整備や防火水槽設置など基本整備事業メニューについて、平成12年度から平成29年度まで実施し、現在は先ほどの答弁と重なりますが、新たに令和3年度より令和6年度までの4カ年において、総事業費1億5,100万円にて、主に防災施設関連の整備事業を進捗しております。

町内における本事業の展開につきましては、対象地区における漁家人口の比率、ならびに水産加工施設の経営体数も含めて、現在、大方地域におきましては、田野浦地区のみが本事業該当の範囲となっております。

これにより、田野浦地区漁業集落環境整備事業としまして、平成30年度より令和3年度までの期間において事業を完了しております。

整備内容につきましては、避難路を兼ねた町道拡幅整備を実施、また避難誘導灯の設備。総事業費につきましては、測量設計費ならびに用地補償費、工事費をあわせて、7,555万5,000円となっております。

現状におきましては、佐賀地区において事業を展開しており、同時に2地区の事業実施につきましては、



他市町村の実施状況も踏まえ、かなりハードルが高いと考えておりますが、今後、令和7年度以降に、佐賀地区事業の完了を持って、地域における喫緊の整備課題や、今後の防災関連整備メニューなどの精査を行い、再度、田野浦地区につきましても認可の関係の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

本事業につきましては、国および県からの補助率において、現時点では86.6パーセントであり、財政的に非常に有利な事業となっておりますが、その反面、事業が認可されるまでのハードルは年々高くなっております。

さまざまな地元課題への個別の採択要件を踏まえつつ、今後とも佐賀地区、また大方地区への事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

そしたら確認させていただきます。

伊田とか上川口では漁家の人口とか、経営体質とか、そういうことでなかなか困難ということですね。

これ私勝手に、大変申しわけないんですけども、やっぱり伊田とか上川口なんかを探索しておりますと、これ国道より、いよいよこの排水なんか非常に悪いわけですね。

ちょっと生活道なんか国道むいてこっち行くような感じで、1本つけてあげればですね、相当そういうことも、解消されやせんろうかと自分も思ったところですよ。

だからもうひとつ、そこに感じたのは、これは1例でありますけれども、伊田浦から国道を越える向こうが多分、伊田郷だと思えますけれども、伊田郷地区のこれ、ちょっと逸れた質問になりますけれども、避難路は集会所があつて、集会所からこの山をこれまっすぐに上がっていくような、避難路になってるわけですね。

階段も組み立て式の階段いった方がいいでしょうか。2次製品の階段で。この階段の高さは全部アンバランスでなかなか上がりにくい。その直行まっすぐにだいたい上がっていて、頂上が裏山で47.7メートルぐらいあります。僕も上がってみたんですけども、なかなかどこぞで1回中で休まないかんぐらいきついです。

それで地域の方から話があつてはですけど、これも当時はやっぱり作ることが先でありましたので、仕方がないことですが、今冷静に現場を見たときに、まっすぐ上がっているこの勾配のきついものを、ちょっとこう右へ振って、長々と越えて、その避難所を第一次避難所作って上がっていくとか。距離が長くなっても、もっとこう登りやすい階段になると思うわけですね。

高齢者の方にされてももうわしらあんなところはようあがらん、頭からようあがらんというような、結構否定的な、意見をいう方がおられるわけですね。

いろいろなそういう私は、その浦から郷へ、浦の方が郷へ逃げることもあると思いますので、ああいう事業へはめてちょっと右へ振って上がるようにしちゃうたら、もっと階段も緩くなって、利用しやすいかなど、そういういろいろ思ったわけです。

こういう事業は入らん場合には、今なんか国庫か県費の補助で、改修とか改善とかされるような事業があるわけですか。

これちょっと僕もご質問外になりますので、わからなければ構いません。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは中島議員の再質問にお答え致します。

避難道の性質上、山の上にあるため、どうしても避難道が急な箇所が多くあります。

しかしながら、改善についての国、県の有利な財政的な支援はありませんので、町単独ですべての改善を図ることは困難となっております。

改善することが、よりよい対策であることは十分理解しておりますが、避難所の環境整備等、優先度が高い取り組みがその他にあるため、今後も優先順位をつけながら、防災の取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

優先順位、そのことは十分理解できます。これなかなか難しいわけでございますけれども。けどみんなが避難せんとですよ。避難場所とかそういうところ行きつかんわけですので、それよりは先に、財政的なことがあるかもわからんけれども、みんなが避難して逃げることは、先だと思わわけですけどこれは屁理屈になりますので、このへんでおきます。

それでは最後の質問です。

佐賀港湾内施設の整備についてです。

佐賀地域の集落や、佐賀漁港、横浜漁港施設等を守り、そして南海トラフ地震への津波対策として、鹿島周辺の外郭施設である鹿島防波堤、260メートルや鹿島防波堤、通称一文字 130メートルについては、県による災害復興工事として修復されました。

以前と比較しても、強固な施設となりました。これは中村土木事務所そして海洋森林課の皆さんの努力に対して、お礼を申し上げます。

そしてですね、同様に、これは巖島、通称べらいっちゃんから先端にかけて、防波堤 115メートルが整備されています。

この施設はテトラポットの消波ブロックを積み重ねられていますが、もうこのへんではこれ一番古い防波堤のためか、多くの消波ブロックがもう破損しておりまして、当初と比較しても相当地盤沈下をしていると思われるわけですね。

これ県にですね、沖側からやってまた沖側という理屈にはなってくるわけですがけれども、その全景を見たときに、鹿島からの防波堤、中途にある一文字の 130メートル。そちらが、ある程度頑固なものになってきましたので、今度はべらいちの、今私がいきました、150メートルの部分へ当たるのが相当強くなってくると思うわけですね。

だからこのあたりのですね、現地調査等を県の土木に要請ができないかということです。

一つお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ2 佐賀港湾施設の厳島の突端にある防波堤 115 メートルの修復計画についてのご質問にお答えします。

佐賀地区港湾における、高知県管理の4施設の防波堤につきましては、港湾区域における静穏度の確保や、異常気象時における波力を弱め、侵入する波の高さを抑える効果など、大変重要な施設として認識しております。

そのうち、2施設、鹿島防波堤Ⅱ、および厳島防波堤Ⅱにつきましては、令和3年度から令和4年度の佐賀港湾災害復旧工事により、消波ブロック80トン型193個および消波ブロック50トン型290個の据付を完了し、港内における静穏度機能の回復を図っております。

なお、総事業費としましては、総額で6億5,700万円となっております。

議員ご質問における、昭和41年度に施工されました厳島防波堤、延長150mの機能復旧につきまして、現在の施設の状況は幡多土木事務所とも確認を致しましたが、いわゆる採択要件となるレベルでの損傷は確認ができておりません。

しかしながら、現地の消波ブロック破損状況や、台風時における越波の現状など、一定の機能が失われていることは、十分に認識しております。

現在、町としましても、高知県の管理施設ではありますが、佐賀漁港区域ならびに佐賀港湾区域におきまして、年間を通じて、ドローンを利用した空撮により、その施設状況の把握に努めております。

今後とも、管理者であります、高知県幡多土木事務所と施設の情報を共有し、適切な施設の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

なかなか結果的に難しいということでもありますけれども、課長この防波堤、150メートルというお話がありましたけれども、多分これ厳島神社、べらいちゃんのこっちへの防波堤の部分の沖のテトラが入っていると思うんですね。課長のお話の中では。

防波堤の沖のテトラがですね、相当低い、課長も見てわかると思いますけれども、あそこから越波して、港湾区域の中にある、県の公園がありますよね。あその舗道があるようなレンガかなんか石畳が剥げてとか、大きなこんな石が転んだりとか、いつもしているわけですがけれども、やっぱりあそこは現実的には弱くなっているわけですね。多分。

だからですね、これはいろいろなところ見て間接的な影響は出ているわけです。

これは漁港課と港湾課とのいろいろなこの錆分けもあるかもわかりませんが、ぜひですね、相対的に見ていただいてですね、もうこれ今聞きますともう50年経っているわけですので。そのへんを考慮したかたちで、要望書ぐらいは、あげていただいて、何らかのかたちがとれればですね、とっていただきたいと思いますので、そのことをお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで中島一郎君の一般質問は終わります。

この際、15時15分まで休憩します。

休憩 15時 00分

再開 15時 15分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山崎正男君。

9番（山崎正男君）

いよいよ今議会も3月をもって、皆様も一般質問を終わったわけですが、私がどうも最後のとりとということであるような予感がしますので、最後の質問を、3点ばかりお願い致します。

1番は行政目標について、2番は医療対策について、3番は生活環境についてという大見出しで質問させていただきます。

第1問目ですが、町の行政目標について、黒潮町の住民が喜び生きがいを持った生活ができるように、行政目標の行く先をどのような考え方で、どのように進めていくかをお聞きします。

町の大きな課題の中で、このことはやり遂げるこの町を構築したいという夢があると思いますが、町長が、この先、5年10年先を見据えて、考えていることがあれば教えていただきたい。

その中で、第一つ目ですが、人口の減少の歯止めはかかるか。という質問であります。

もう既に町が2060年に、6800人というような見込みを立てて、それよりは減らさないと、いう大きな大前提があると思います。このことに関して、現状を踏まえてですね今後この歯止めをかける見込みはどうかということで質問致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣 誠司君）

それでは、山崎議員の人口減少に歯止めはかかるかについてのご質問にお答えを致します。

本町の人口は、将来人口推計する国立社会保障社会人口問題研究所によりますと、2010年の国勢調査に基づく推計では、2060年に、総人口3992人にまで減少するとされておりましたが、続く2015年の国勢調査に基づく推計では、2060年には2891人にまで減少するとされる厳しい予想がされております。

この2015年の結果に基づく推計におきましては、2025年には0から4歳の人口は170人となっていて、1学年平均34人となる可能性が示されております。

また、社会増減につきましても、2021年から2025年の5年間で266人の転出超過。単年では約53人の転出超過が予想されているところでございます。

以上のような想定に対しまして、令和元年度までは、年間50人前後を維持していた出生数が、令和2年度以降、40人を下回る結果となっており、厳しい状況にあると言えますが、社会増減に関しましては、平成30年度に、社会増を達成するなど、予測される減少数からは、一定抑制の傾向が見られ、本年度も2月末時点では、転入超過の状況となっております。

したがって、年度末は迎えておりませんが、総人口についても、予測される人口減には至っておらず、抑制されている状況にあると考えます。

しかしながら、2060年に6800人という目標値を達成するための人口動態には至っていないため、引き続き人口減少に歯止めをかけるよう、既存の施策や事業の見直し、そして新たな施策の展開を図る必要があると考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ありがとうございます。この問題は、なかなか抑制にどう、要するに人口減に歯止めをかけるというのは、難しいと思われませんが、町はですね、やっぱり今、合併の時点では1万4,000近くの人口が、今現在1万1,000人を切って、1万2,000、200人300人と、いうことのように。このことを考えてもですね、10年ちょっとで、この4,000人も減ると、4,000人近く減るということですので、これから先10年かけてまた4,000人、またその次は4,000人という、単なる単純な計算ですけど、減っていくというわけです。これからいくとですね今一番、人が8,000人いうたら先ほどの最初の、想定2,000人ぐらいになるんじゃないかなと思いますけれど、今、町が打っているいろんな施策、人口増やす問題。それから住民を呼び込む問題、住民をとどめる問題、いろいろあると思います。

でもこういう施策例えば5年後には花が咲くと、というような前向きな感覚でとらえていかんとですね、この2060年まで待つて結果が、こうなるだろうというわけにはいきませんので、施策を5年なら5年で打ったら、この時点から毎年50人ずつ増えていくとか、100人とか増えていくとか、そういう期待が持てるのではないかと思いますので、是非ですね今からそういう観点で、事業費をつけてやるものはやる。こういうことをしていかないといけないと思います。

それからですね、この人口が減るという問題は、一つは、交付税、5年ごとの人口減によって、交付税がどんどんどんどん減っていくようであれば、今1万人で年間どれぐらいですか40億ぐらいですか、交付税、いただいておりますけれど、半減したら交付税まで半減するということは、町の各種事業、関連した事業ができなくなると、こういう心配がありますので、早めに、この人口増については、力を入れて頑張っていたいただきたいと考えますが、今のような財源の関係見ても、なかなか難しいかなと思いますので、そういうことも考えた上での、この安定策、人口増の安定策をどう考えるか、教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、山崎議員の再質問をお答えしていきたいと思えます。

議員が危惧される通りでございます。本町による人口減の問題。総合戦略の中でも最上位の課題としてとらえて、ずっと政策を積み重ねているところでございます。

推計としては、先ほど、室長が申しました通りでございますけれど、この2060年で6,800人の目標値、これを目指して、あらゆる政策をとっているところでございます。課題としては様々問題があるわけでございます。そもそも日本の人口そのものが1800年ごろから減少傾向になってる。国の相対的な問題から変わって来くるわけでございますけれど、特に地方においては、人口、人口が都市型都市集中することです。なお厳しい状況があつて、現在の当町の中になつていくわけでございます。

これをやれば、何人増えるとか、いうふうなところまでの精密な計画はなかなかないわけでございますけれど、様々な要因を一つ一つ、潰すような政策をして、今後、人口減少ができるだけあらがうような政策を引き続きとってまいりたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

この問題は全国的な、もしくは日本中の減少傾向に歯止めをかけるという国の大きな役割があると思いますので、それを合わせてですね、地域が地域で、町長なんか、国の方に陳情なりするときに、力強くですね、この問題を取り上げていただきたいと思います。

次へまいります。

2 番ですが、高規格道路の完成予定はということでお聞きします。

高規格道路、同僚議員の質問にもありましたけれど、この地域を挙げて幡多地域、それから愛媛県側の地域、それぞれの地域を挙げて、期成同盟会というような形でですね、要望活動をしていただいておりますけれども、これも目標値、今やってる、佐賀それから大方、これの完成がいつごろなれば良いということは、やっぱり町長は、もちろん他の市町村と足並みを合わせないかんわけですけど、町長は町長なりにですね、この黒潮町の完成は、例えば 10 年先にはもう完全にやりたいねという、そういうような腹づもりを持ってないと、各市町村との連携だけはいかん。早く、佐賀、大方を通して四万十市まで続けないうとまた、次なる問題が遅くなりますので、ぜひ力強い体制を組んでですね、やっていただきたい。この高速道路の問題は、早くできた方が、この津波の浸水対策の命を守る道ということでも考えておられるわけですので、10 年かかるところは 5 年に、5 年のところは 3 年にとというような、早く実現する方法、そういう気持ちでですね、頑張っていたきたいわけですが、この件についてはどうお考えですか。

議長 (小松孝年君)

建設課長。

建設課長 (河村孝宏君)

それでは、山崎議員の 1 番カッコ 2、高規格道路の完成予定はについてお答え致します。一部、中島議員への答弁と重複する部分がありますが、ご了承いただきたいと思います。

現時点での完成予定、供用開始時期は明確にお示しすることはできないと、国土交通省中村河川国道事務所よりお聞きしておりますが、参考までに申しますと、片坂バイパス、四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの 6.1 キロメートルの区間が供用開始しておりますが、この区間は、事業化から完成までに 14 年の期間を要しております。

平成 17 年度に事業化が行われ、平成 30 年 11 月に供用を開始しております。黒潮拳ノ川インターチェンジから四万十インターチェンジの間も事業化はされておりますので、事業化がされた年度を申しますと、窪川佐賀道路の佐賀工区、黒潮拳ノ川インターチェンジから黒潮佐賀インターチェンジまでの 6.2 キロメートルの区間につきましては、平成 24 年度に事業化を行っております。

また、佐賀大方道路、黒潮佐賀インターチェンジから黒潮大方インターチェンジまでの 14 キロメートルの区間につきましては、平成 29 年度に事業化を行っております。

さらに大方四万十道路、黒潮大方インターチェンジから四万十インターチェンジまでの 7.9 キロメートルの区間は、平成 31 年度に事業化を行っております。

延長の違いや構造の違いもあります。また、用地の取得の進捗によって大きく変わってきますので、定かな数値ではありませんが、参考値として、お伝え致します。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

私が課題として出してることはなかなか難しいのはよくわかります。ただ、黒潮町の高規格道路を、遅らすことによって、産業の振興も先延ばしになっていくし、地域の方々の利用頻度も遅れていくわけです。

見込みを、供用開始はちょっと難しいと思いますけれど、見込みとして、過去が14年間でできたのであれば、10年先までには何とかしたいというような話になるのか、いや、それより私をもっと力入れて、10年にしますとか、いうことが、ここの議場の中の、一つの執行部の示し方だと思いますけれど、そういうところまでは頭は回りませんか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では山崎委員の再質問にお答えしていきたいと思います。

先ほど中島議員のときにも答弁させていただきましたけれど、期成同盟会を通じて、早期供用、早期完成早期供用はずっと力強く繰り返し要望してるところでございますけど残念ながら、国の直轄事業としていつ開通するかという、いうことはなかなか明言していただけません。

そういう中で、やはり一般的に考えるにやはり問題はですね、用地の問題、あるいは出てきた発生土の処理の問題、そういうところが一番大きな課題になろうかと思っておりますので、そういうところについては地元として、できるだけ国の方と一緒にですね、動いて、早く完成、早く供用できるようにしていきたいと思っております。特に四万十市宿毛市と延長していくわけでございますけれど、やはり東の入口になってきます黒潮町の方でしっかりした事業をしていかなければ、西の方にも影響しますので、そこはしっかりしていきたいと思っております。全力で取り組んでいきます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

地域の沿線の皆さんが、この高規格道路が、このつち音がですね遠くに聞こえてたのが、だんだんと近くに聞こえ出したなど。こういう喜びとか、大きな目的、それから、町民の勇気や意欲がですね湧くようなことに早くなるように私は、期待をしてこういう質問しております。

今言う予算が、とにかく国の予算がつかなければ物事は始まりませんので、ぜひこれからもですね国会議員の先生方とともに東京に行ったら、心の底まで地元の気持ちを訴えて、なるべく予算どりを多くしていくと。これは黒潮町じゃだけじゃなくて、愛媛県も高知県も合わせてですね、やっていることなので、ぜひ力強いつち音が聞こえますように頑張っていたいただきたいと思っております。

続きまして、3番の地震津波や防災のまちづくりの結末はと、終末はということでお聞きします。

これ今地震津波対策で、これも同じですけど、東日本大震災ができて、もう11年、12年ですか、なるわけですけど、この避難道避難場所、大体の形はできておりますけれど、これから考えられる地域の高台の問題。これらも踏まえて考えなければなりません、今、事前復興計画ということで、頑張っておられます。事前復興ということは、災害が起きるまでにすべてを安心できるような設備にしていこうということだろうと私は感じておるわけですけど、この点について、どの程度の先まで見込んでどのような規模のものを考えているのか。もう既に考えておられるようでしたら、お答えください。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山崎議員のカッコ3 地震津波や防災のまちづくりの終末はのご質問にお答え致します。

2012年3月31日に国が公表した、南海トラフの巨大地震による震度分布津波高の推計、いわゆる新想定以降、避難放棄者を出さないという基本理念による、黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方を策定し、これに基づき、地震津波対策を進めて参りました。

現在の第5次黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方では、最大震度7、最大津波高34メートルの町で犠牲者ゼロを目指す、23指針として、23の施策をあげ、具体的にどう進めていくのかを定めております。

避難路や避難タワー等の整備により、地震発生後、正しく避難行動をとれば理論上は避難できる状況になっております。しかし、避難したくてもできない方や、避難の情報等がうまく受け取れない方などの要支援者の避難確保等、ソフト事業としての課題は多くあります。

防災教育や避難訓練、避難行動用支援者名簿にかかる個別避難計画の策定等を進め、防災の日常化、防災が文化になることを目指していきます。

並行して、デジタルトランスフォーメーション等を活用した新技術の導入やICT化も進め、公共施設等の浸水区域外への移転や、整備が進められている、四国横断自動車道と連携したまちづくりを具体化するため、現在、佐賀13地区で進めている事前復興まちづくり計画にしっかりと取り組み、被災する前から、防災減災のまちづくりを進めていきます。

このように、黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方では、防災文化、ソフト事業と防災文明、ハード事業のバランスがとれた災害に強いまちづくりを進めなければならないとしており、年次目標を2035年、令和17年度を最終年度としております。

今後の時点修正を行いながら、黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方に沿った防災のまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

お話を聞くと、2035年、それまでにというような話に聞こえましたけれど、令和17年度、今から考えると、15年先ですか14年か。そういうことになりますけれど、そこまでの想定だと思いたすがその時の状況はどのように考えておりますか。今いう高台移転とか、いう問題はどのように考えておられるのか、沿線住民で、もう逃げる場所とか逃げる、位置とか、高さとか、それから住民に対する、逃げることへの関心度もかなり研究されて、皆さんも浸透しております。で、じゃあその逃げた後、できる復興後の形が見えるようなことを今しなければならぬわけですので、私はですね、まず、例えば佐賀であれば、佐賀の地図を広げていただいて、佐賀の沿線住民が、日常生活をしながらも、それからその高台10メートルなり15メートル20メートルなりの高台へ住宅のあそこに場所ができたねと、いう形まで持って行っていただきたいと思うわけです。

佐賀の区長なんかの中ではですね、佐賀は大きな平らなところがあまりないということですので、何ヶ所かに分けて、山を崩して、道路を付けてやっていく、そういう考えもですね、ぜひ執行部の中に、課長以下、皆さんの中に、考えを留めておいてもらいたい。今からその想定箇所、計画の中に入れてですね、考えていくように、それから各地域の区長さんの考えも入れてやっていかなければならないと思います。

例えば佐賀で、ここに写真があったかな。私がちょっといただいた佐賀の写真です。こういう写真があ



るんですけれども、航空写真で見たら山の山肌とか高さとか、大体わかるわけで、面積も大抵わかってくるわけで、例えば今べらいちの、西側の山とか、うどん屋から向こうの山を削るとか、それから、馬地のそうですね、坂折を超えて、シメジの工場あたりまでの山を崩すとか、それから白石山藤縄あたりの山を崩すとか、それから公園、佐賀公園のグラウンドの近辺の山を削るとか、というような案も考えられてるようでございますので、ぜひ早めにですね、この計画おぼれにならないように、それから今まだ17年までということですけど、地震が、津波が想定されてからはや10年、あまりを過ぎ、後20年以内にはもうかなりの率で、津波も地震もやってくると、というような状況ですので、もう計画を立てながら実行を考えるというほどの、スピードでいかんと、間に合わないのじゃないかなという気を持っています。

ぜひですね事前復興には英断大事なことだと思いますが、これをとらえてですね、町が早く腹を決めて、実現に向かうような構想を町も、住民に聞くだけじゃなくて、ここだったら試しにやってみるかよというようなそういう英断をもって実現していただきたいと思います。

これについていかがですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問お答えしていきたいと思います。

まさしく今、佐賀でやってる、事前復興まちづくり計画というのが、今山崎議員が具体的に、示してもらった部分も含めて、検討材料の資料として上がっているところでございますけれど。まず前段に2035年がどうして計画の終わりに来たといういきさつから、当時担当してましたので、わかっているんですけど。2010年で基本的な考え方第一次を作ったときに、計画を作るのやっぱり目標年次が必要だろうと。

じゃ、何を目標年次にするかというところで、いろいろ考えたときにですね、なかなか目標年次難しいんですね、新想定で日本最悪の想定をもらったわけですけど、そういう状況の中で、計画を作っていく時に短期中期長期という見方で計画作りました。長期の最終近年で2035というのは、歴史地震という本、つじ先生という方が書かれた本の中に、歴史の繰り返しの中で、統計的にこの年が確率に高いというのは、本があるんですけど、そこから引用したのが2035年でございます。ただ、それは仮説ですからね。そのときに起こるかまずわかりません。そういうところから、2035という数字が出てきたというところがございます。現在2023ですから、あと12年ですかね。それまでに私は今、事前復興まちづくりの課題となっているところすべてが、この2035年までにできるという、やり上げるというのは不可能だと思っております。

様々な課題がありまして、今、ご提案があったことを一つ一つやっていくと、まず財政的に町がつぶれます。それからマンパワーもありません。様々な課題がありますので、今佐賀地区でやってる復興まちづくりというのは、被災した後に、どういうふう復興していくかということ想定して、復興期間をできるだけ短くしていく、というのが基本的なところでございます。ただそれだけでは、住民もなかなか夢も希望もわからないことになっていきますので、その計画の中で、実際被災するまでに、実現できるもの、できるだけ早く、財政的にマンパワー的にクリアできるものがあればやっとうと、いうふうな趣旨のものでございます。当然これは佐賀地区だけの問題でなくて、黒潮町全体に展開するべきものでございますので、今できる形としてはそういうふうなことを、町は進めておるところでございます。あわせて、ソフト部門ではですね、被災した時に命を落とさないように、耐震、そして住宅今公営住宅なんか耐震化しているわけでございますけれど、そういうものを一つ一つ進めてるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

どの問題を見ても、大きな予算が必要でございますし、それから工事にかかる期間とか、今いう町長の言われるようなこともあります。

それともう1点その町長もちらっと言われましたけれど、公共の施設、公営住宅から学校、それから各公共の施設、支所、こういうなものがございます。病院。

いろいろと移動していかないかんものがございますが、これらも踏まえた予算になるしそれから今いう中期的にはここまでやる、長期的にはここまでやるということは、よっぽど早く住民にも知らせてですね、町民も考えをそこへ持っていけるように、町の方から、形を決めて、示していただきたいと思います。

計画倒れにならないような計画のための計画に時間を費やさないように、ぜひ実現性のかかるようにお願いしたいと思います。今、同僚議員にも質問がありましたけれど、ここの、造成地の関係45億とかいうて新聞には出てましたけれど、この金額を考えるとですね45億、これはまた、こういう数字が出ると佐賀にもおなじばあかけたらどうやと、というような声も上がります。

かなり、45億40億100億ぐらいすぐ飛んでいきますので、やっぱり国の力、国の考え方もですね、この事前復興、どれぐらい力入れてくれるのか、ぜひ、探りよせてですね、早くやってもらわんと、とにかく当初のその津波想定の間がですね20年から30年というような話でしたので、これは待たなしですので、事前復興というのは、早く考えて、早く達成できるようにお願いしたいと思います。もう一度ですね、その予算の問題なんかは、見込みはできるのか、もう国次第やと言うのか、そこをお聞かせください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問にお答えしていきたいと思えます。

具体的に入野の宅地の造成数字が出てきましたけれど、もちろんあれ全部町で。するということになれば、当然できません。無理です。その中で、国の方と、できるだけこれ国の直轄事業の高規格道路の発生する土を、捨てるとこ、利用しながら宅地化するというアイデアでございますので、それでこれからどれぐらい費用分担でできるか、あるいは、どれぐらいの販売価格があるか、それを詳細を出して、そして事業が可能であれば、やはり事前復興の一つになりますので、やるべきだと思ってますけど、試算にやはりまだ少し時間が必要な状況でございます。

そういうふうの一つのこと、わずか115戸の住宅地を高台に造る事業としてもですね、しかも国の発生する土を使ったアイデアのもとであっても、事業費がどうしてもそういう膨らんでいきます。

先ほど議員が具体的に何ヶ所かの候補地の事業にしてもですね、同様の事業、事業調べてくるとですね、同じような数字が軒並み並んでくるわけでございますので当然、町としては、よほど考えてやらなければ、まず町がつぶれてきますので、今調べてるのは、事前復興計画をまとめる中で、どれぐらい財政的に有利な制度があるか、これは先日も私も直接本省に行って、本省のヒアリングを受けながら、いろいろ勉強させてもらうところでございますけれど、そういうことを繰り返しながら、やっぱり国の制度を最大限使いながら、今後、まちづくりを検討していかねばならないと思っておりますので、そういう方向で、可能

な限りのことをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

できるだけわかり次第、町民に報告をしていけるように、ぜひ頑張ってくださいようお願いします。

それでは、次に移りますが、これも難しい問題でじゃろと思いますけれど、土佐くろしお鉄道の経営管理の行く先はということです。

私の発想では、毎年毎年、高知新聞紙上に、くろ鉄の赤字問題、こういうものが、決算として出てきますけれど、毎年毎年、各市町村が協力して負担金を出してですね、何とかクリアしていったら、こういう状況であろうと見ております。

このくろしお鉄道は、我々住民にはなくてはならない鉄道であると思っております。日頃学生や通勤者、それから高齢の方の病院通い、いろいろな立場で利用されていると思いますが、ただ、このまま、黒潮町、各市町村が負担して、県が2分の1ですか、負担してですね、頑張っておるわけですけど、ずっとデータを重ねて毎年のデータを重ねていったら、右肩上がりです。だんだんだんだん負担金が増えていくねと、今、今年の予算から見ても2,000何百万ぐらいですか。負担があるわけですけど、それが4,000万なり6,000万までいくのか。いやそろそろその公共交通の考え方が、黒潮町のこの線路は大事なものですけれど、もっと別の時代の流れとともに、すばらしい車ができるとか、というようなことになればですね、その時点でまた考えていくのか、将来を見込んでですね、私はくろ鉄のあり方、それからくろ鉄も、各市町村の財源だけ頼りではなく、それぞれ一生懸命、各種行事、いかにして収入を増やすかということを考えていると思っております。もうちょっと知恵を出すべきとこは出さないかと、いう気が致します。

これは知恵を出してもなかなか収入には入りにくい。例えば私この間、中村から佐賀向いて乗ったわけですけど、大体中村で飲みけがあったりして、遅くなる時には、8時ごろの列車でございました今回、何を間違ったか、私が間違ってます。8時20分まで延長になってました。これは非常にありがたかったです。

そういう時間枠の設定。これ利用できる人がどれぐらいあるか、くろ鉄も調査していただいて中村で、窪川まで乗る人がどれくらいおるか、宿毛でどれぐらいあるか。今もまた一つの提案じゃないかと思えますけど、それから各列車の利用方法、春夏秋冬のとらえ方、それから、もう極端に言えば、くろ鉄の中で買い物ができるねと、というような列車の持ち方も一つの手かなとも、素人ながらの考えですけど、そういうことを思っております。

町民にはなくてはならない、くろ鉄。これからの状況をですね、どのようにお考えかお聞きします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは、山崎議員の土佐くろしお鉄道の経営管理についてのご質問にお答えを致します。

土佐くろしお鉄道中村宿毛線の経営環境は、少子高齢化の進行や高速道路網の整備進展に伴う移動手段の多様化の影響に加え、近年では、感染症の流行による移動制限、あわせてデジタル技術の発展により移動せずとも、情報のやりとりが可能になったこと、さらには、世界的な政情不安による物価高騰などにより、厳しい状況に置かれております。

第3セクターの鉄道会社として発足してからこれまでも、経営的には厳しい状況でありましたが、地域の皆様に支えられながら、日常の移動手段として、地域の振興に資するという役割を果たしてきたものととらえております。

現在くろしお鉄道中村宿毛線への財政支援につきましては、沿線の7市町村と高知県で構成されます運営協議会への負担金と、投資的経費に対する自治体からの直接補助となっております。

先ほどご説明させていただきました通り、近年の感染症や物価高騰による影響もあり、運営協議会の負担等は、増加傾向にあります。今後においても、通学勤務のための日常の移動手段として、また、幡多地域と高知市、さらには四国、本州を結ぶ基幹交通機関として役割を果たしていけるよう、土佐くろしお鉄道へ経営改善策を求めるとともに、引き続き支援をすることとして、中村宿毛線沿線各自治体の首長、議会議長、総務委員長の出席により開催されます運営協議会総会により承認されているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

それでどういうふうな結果を見つめておるのが妙にわかりにくいところですけど、くろ鉄も、先へ行けば行くほど古くなります。

毎年の必要な経費も出てくるかと思えますけれど、協議会の中で、各沿線の市町村が、十二分な市町村の気持ちを出して、話し合いがされてるのか、それともくろ鉄が、いやいや、私は今こういう方向でやりますので、ぜひご支援願いますという形でいってるのか、そこらがわかりませんが、これから先、10年は頑張りますと言うのか、それとも、全国の中で、何10件から20件ぐらいは、赤字対策でつぶれて廃止路線と、いうこともあり得るわけですので、そこらを踏まえた形で、その意気込みといいますか、これからまだ何年は頑張る予定ですよというところを、町の考えを聞かせてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

土佐くろしお鉄道では、第1期中期計画を総括した上で、令和5年度から令和9年度までの、第二期の中期計画を作り、戦略施策を展開していくということにしております。

その中では、新たな収益の元を創出すること。また、コストを削減する。そういった策も示されているところでございます。

この中でも、事業としては、若者を対象とした鉄道利用の促進であったりとか、地域の魅力を生かした企画ツアーやイベントの拡充、強化、またデジタル化による利便性の向上を図り、業務の省力化を図ったりとか、そういった組織体制の見直しとコスト削減にも言及しているところでございます。

ただ、どうしてもくろしお鉄道の中村宿毛線の中の支出の中で多いのが、維持修繕費というふうになっています。どうしても、地域の基幹的な交通機関であるくろしお鉄道の中でいくと、レールの補修であったりとか、そこにお金を入れないと、本当危険な状況があるので、そこにはどうしてもお金を入れなくちゃならない。それに対して多額の費用がかかっているというところが現状でございます。そうしたところを踏まえた上で、先ほど申しましたように、沿線の各市町村も、やはり地域の基幹的な交通機関として、

支えていこうということで、その会の中では、意見として出されていた、そういうところがあると認識をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

そこはここで町長だけに聞いてもいかんことで県が、2分の1の負担を、もうギブアップですよという考えでおるのか、県はいつまでたっても、とにかくやりますよと。いう考えなのか、そそこらあたりは確認されたことはないですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

くろしお鉄道の存続について、県の方からこれまででギブアップとか、ここまできたら駄目とかいう話は私はお伺いしてません。

今、一生懸命検討しているのは、このコロナ禍を過ぎて、いかにアフターコロナで、鉄道の人を増やしていくか、そういうところに活路を見いだして、それを行政がいかに支援していくかというところに集中して、今後それが、力を入れなければいけないところではないかと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

くろ鉄についてはもう経常的に、今いう、維持、修繕、管理費、こういうものが、どれぐらい占めてるか知りませんが赤字になる形態、これは否めないと感じております。

公共交通ということで、これからも頑張ってくださいね、できるだけ維持していかないかんわけですので、これは町長以下、各市町村長とも連携とってですね、維持を図っていただきたいし、それから何言いますか収入源をもっと他のくろ鉄だけじゃなくて、観光業界、それから各種、イベントの業界とか、何とかこれを乗らす方法、人の乗る方法しないとですね、運賃も上げられない。

運賃なんかもう、ある日によっては500円で往復できる、これは素晴らしいありがたいことですが住民にとっては、くろ鉄にとってはどれだけの収入源になってるかわかりませんが、それから人が、やっぱり、乗った時に今日は10人、15人、全席座っちゃうねという時は嬉しいがですよ、すごいね。そういう方向性を持って頑張ってくださいたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、次の医療対策についてというのに移ります。

まず、町民が満足のいく医療介護の充実をめざすために、将来構想をお聞きしますと、カッコの1番で、常駐医師の確保についての考えはということで、お聞きします。

これはですね、我々年取ってくると、夜中に心配事が増えてくるわけです。自分の体の調子によって、こういう、今、医師不足という時代の流れもありますけれど、毎日の健康を維持するためには、医師がいらない、夜は住民は心配をします。急な事故や身体の不調など、もしも、今自分がそういう場合になったらどうしたらいいのかという。私自身もそういう心配を致します。

もしも自分が倒れたという場合に、夜間、安心して連絡ができる。往診ができる体制があれば、住民は力強く感じます。常駐の医師も含め、体制を構築し、いざというときの住民への安心策を整備していただきたい。誰も知らないで、おうちの中で亡くなった、こういうことのないように、常に連絡網体系を住民と共有してですね。特に、1人でおられる方、それから高齢、2人とも高齢である方、こういうなどこへはですね、まず心配事があったら、救急車を呼びなさい。もしくはかかりつけ医、もしくはその看護師さん、そういう方に連絡取ってくださいとか、いう方法を具体的に、教えてあげればありがたいかなど、我々生きていて夜になったときに、さあどこへ連絡すればいいんだろうか。いう心配がありますので、ぜひそこら辺りの方針、死んだときに、まず自分が死ぬというようなときになったときに、どこの医者に連絡とってまず死亡確認をしてもらえるかという心配もあります。

私の考えは行き過ぎているかもわかりませんが、ぜひ夜間の心配を減らす、こういう観点で、町はどのように考えておられるか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、山崎議員の2の1番、常駐医師の確保についてお答えをさせていただきます。

全国的な医師不足により、公立の病院や診療所、民間病院においても、医師の確保は切実な問題であります。黒潮町内の医療機関では、直診の拳ノ川診療所が、本年1月から常勤医師を採用したことにより、残る佐賀診療所と大方クリニック、出口クリニックも常勤医師ですので、多少の休診日はありますが、町内すべての医療機関が常勤医師になったこととなります。

しかしながら、昼夜を問わない、24時間体制かといえ、そうではなく、夜間には町内には医師が1人もいない状態です。住民の方からすれば、夜間であっても、近くに医師がいることで安心感が得られるとは思いますが、なかなか現在の状況は、住民のニーズにこたえられる状況にはなっておりません。

厚生労働省の医療施設動態調査によりますと、2021年、令和3年10月1日現在で、全国の一般診療所総数は10万4292施設であり、そのうち入院病床を有する有床が6169か所で5.9パーセント。入院病床を持たない無床が9万8123か所で94.1パーセントとなっております。

この割合は、有床診療所が年々減少する一方で、無床診療所が増加の一途をたどっている状況であります。多くの診療所が無償診療所に変更していった要因としましては、一つ目が、勤務するスタッフのワークライフバランスの、への対応。

二つ目に、設備や人材の不足、3番目に費用面、それらの課題があるように思われます。

入院や夜間診療を行うには、医師や看護師などのスタッフが夜間勤務を行う必要があり、限られたスタッフと設備で運営する小規模な診療所では、どうしてもスタッフに負担がかかってしまいます。

その結果、人材不足に陥り、確保できたとしても、人件費の増加等により、診療所の経営を厳しくしてしまいます。

したがって、町として、夜間どうしても病院にかからなければいけなくなった時には、消防署に救急搬送を要請して欲しいと思っております。消防署には豊富な資機材と優秀な人材がおり、救急車の中であっても適切な医療行為を受けられるようになっていきますので、もしそのような状況になった場合は、救急搬送を検討していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

わかりました。

救急ですけど、元気な方が倒れたと言う場合には救急、ところが気がつかないで、人が亡くなってたと、というような場合も救急構いませんか。

議長 (小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

再質問にお答え致します。

仮に1人で自宅で意識がなくなって倒れておったということになれば、救急搬送を要請する方は、そこにおりません。ただですね、福祉電話というのもあってですね、近隣の人たちに直接電話がかかるようなシステムもありますので、そのような対応をですね、今後も周知していきたいというふうに思います。

以上です。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

私は夜間の心配事をどう解決するかということで質問しておりますので、例えば人が亡くなってるような場合は、警察という心配もせないかんわけですよ。事件というような感じにとられる場合もありますし、そういう時にはどうしたらええのかなと思うんですけど。救急はいかんがやね。救急はいかん、そしたら警察ですか。そんな場合は、夜間。

議長 (小松孝年君)

暫時休憩します。

休憩 14 時 13 分

再開 14 時 13 分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

地域住民課長。

地域住民課長 (青木浩明君)

訂正をさせていただきます。

先ほどもし自宅でそのような方が発生した場合には、救急車は呼べないというふうに申しましたが、実際、判断するのは、お医者さんです。その前段として、救急搬送は依頼することになりますので、そのような状態であっても、一旦は救急車の方を要請してもらいたいと思います。

以上です。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

そしたら、何でも救急ということでかまんですね。どうですか。

答えてもらおうか。

議長 (小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

判断はお医者さんがしますので、まずは救急要請してもらってですね、状況を救急搬送につなげていくということが必要かと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私どもが心配してることは、普段から心配な方は、近所とか、それから各包括支援センターというか、地域を回ってる方とかと連携を深めていく必要があるなど、いうふうに感じます。

それの上で、誰も気がつかない場合とか、死亡が朝になってからわかるとか、ようなこともあるかもわかりませんが、家族がない方、特に注意が必要ですけど、今のお話でまずは救急なり連絡とって、身元の安心を図ると。ということで、判断していきたいと思います。

そんなことでよろしいですかね、課長。

わかりました。そういうことにしております。

これはですね、町民にやっぱり高齢の方なんかは特に夜間、いつ、病気が来るか、それから心臓、心臓麻痺なり脳梗塞なり、いろんなことが起きますので、普段からここへ連絡してくださいというような、何か、連絡カードとか、そういうものを作って渡してあげておいたほうがいいかなと思いましたので、この質問であります。

それから常駐医師が、今んところはできんがですかね。常駐医師の確保。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

山崎議員の再質問にお答えします。

常駐医師ということはおそらく、その施設に24時間、寝泊まりをする医師のことではないかと思います。今現在当初の答弁にも申しましたように、今現在は黒潮町内からすべての診療所に関する医師が通勤しております。アンテナ広げておりますけれども、いまだなかなかそういう状況にはなっておりませんので、とにかく今は常勤医師を確保しましたので、医療の方の診療日の方で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

今人間的なコミュニケーションが取りにくい時代ですので、昼間、お医者さんがおる、お医者さんも夜は自宅へ帰る。帰るけど、もし何かの時は電話してくださいよというような、先生の配慮というか、そういうものは、ないでしょうかね。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。



地域住民課長（青木浩明君）

最初にお答え致します。

町内には今現在入院施設を有する、医療関係はないというふうに理解しております。

常駐医師になったことで、すべて24時間対応できるかというたらまた、その医師がどのような診療体制にするかにも影響してきますので、必ずしもその常駐医師になったから、24時間大丈夫だということではないかもしれませんが、今現在、常駐医師にはなっておりませんのでアンテナを張ってはおりますけれども、なかなかそこまで至らないというのが現状であります。ご理解いただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

理解をしますけど、課長なんか、お医者さんとお話する時に、ちょっと困ったときには、夜でも電話してもろても構んかねと。今の話はできませんかね。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

そのような信頼関係を築いていく上ですね、そのような対応が可能であれば、また検討したいと思います以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

はい、それでは2番目にいきます。

かしま荘の施設は老朽化していると考えるが、改良していくのかどうか、かしま荘のできたのは、いつだったかな。かなりもう30年ぐらい前になるんじゃないかと思いますけれど、この設備がはたから見えて、昔そのままであるのか、いや、中をこういうふうに改良して、現在は快適に過ごせるようにしてますとか、それから津波、地震対策には心配ありませんよと、いうようなことも併せて構わなければ、老朽化の現状と、対策をとっていけば、お聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、山崎議員のかしま荘の老朽化に伴う改良についてのご質問にお答え致します。

まずは、通告書に基づいた答弁をさせていただきます。

黒潮町特別養護老人ホームかしま荘は、旧佐賀町が平成2年度に建設をし、32年が経過をしておりますが、耐震基準は満たしている施設となっております。

建設した当初は、社会福祉法人黒潮福祉会に運営を委託しておりました。現在は、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、指定管理者として、社会福祉法人黒潮福祉会を選定し、黒潮町特別養護老人ホームかしま荘の指定管理に関する契約書を締結をし、施設管理とあわせて、事業を運営いただいております。

この契約の第9条第2項におきまして、町は、黒潮町特別養護老人ホームかしま荘の施設及び設備並びに備品等のリニューアルは行わないものとする。ただし、黒潮福祉会が必要とした場合には、町長と協議

のうえ、黒潮福祉会の負担で行うことができる。また、施設を改変する必要が生じたときも同様とする、と規定しております。そのため、これまでも黒潮福祉会から連絡協議をいただき、黒潮福祉会の負担で、必要に応じて設備等の改修をすることを許可してきた経過がございます。

したがって、今後も、契約通り町に協議をいただき、黒潮福祉会の負担で修繕する方向に変わりはございませんので、町として改良する予定はございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

町が建てて、その福祉会の方に管理と委託を頼んでいるような状況です。

でまあ、ただ、町は、ここに入る町民は、高齢化されて、我々の大事な親の存在にあられるような方でございます。この命を預かる施設ですので、町は少なからずとも、年に何回か意見を申してですね、こういう点は大丈夫ですか、こういう点はどうかというようなことの協議はされておりますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、山崎議員の再質問にお答え致します。

年間何回というふうに、協議をしているわけではございませんけれども、黒潮福祉会の方から、こういったところが気になるというようなご相談は受けております。そして、これまでも、黒潮福祉会の方が負担をして、国費の補助事業に申請を上げ、改修をしてきた経過がございますけれども、契約通り、これも黒潮福祉会の方に負担をいただいており、町として、老朽化への対応を行うことにはなっておりません。

この国費の補助事業ですけれども、補助対象が民間事業者というふうになっていたために、町を介さず黒潮福祉会と県とでやりとりをしていただいたものとなっております。

また、本町としましては、全国的にも、公共施設の老朽化が進んでいること、及び公共施設等に係る経費の確保が大きな課題となるととらえておりまして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本の方針を定めた黒潮町公共施設等総合管理計画を定めております。その計画の中にかしま荘も位置付けており、個別施設計画も作成をし、必要に応じて改修を行いながら、長寿命化に取り組んでおります。

そのため、今後も契約の通り、黒潮福祉会の負担で大規模なリニューアルを行うときには、町に協議をいただき、町が了解のもと、適正に管理をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ということはですね、町はとにかくもう福祉会の方に管理を委託しているので、なかなか町の方からいろんなことは言えないという状況なのでしょうか。

例えば私なんか素人ですので、老朽化してきたなということは感じるわけですけど、屋上に空調設備なんかがありますよね。ああいう空調設備なんかもうどれくらいの経過になっちゃうか同じような年数になってんのか。いや、黒潮福祉会で、もうその都度修繕しておりますと、それから防災、地震が来ても心配ありませんというところにあるのか、課長なんか福祉会の方たちとですね情報交換する時に、やっ

ぱり町の感覚で、町民を預かる施設だから、福祉会の方に預けてますけど、こういうところは大丈夫ですかと、というような問いかけはしてもらいたいわけですけど、いかがですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、山崎議員の再質問にお答え致します。

まず、空調設備ですけれども、こちらの方は、かしま荘の方が、平成26年に改修の工事をしてくださっております。こちらも、黒潮福祉会の方の、費用負担をしていただき、改修をしてくれております。

先ほど言われました屋根の上に乗っている大きな室外機等ですけれども、こちらの方は、一昨年にかしま荘の方から相談がございました。この契約の中に、第9条第1項におきまして、管理運営上必要な経費、施設の補修及び増改築の経費の中で、国、県の補助対象事業に該当しないもの、並びに前条事由による原状回復費は、黒潮福祉会が負担するものとし、黒潮町特別養護老人ホームかしま荘の火災保険料並びに前条ただし書き事由による補修費等、町が特に必要と認めたものについては、町が負担をすると規定しております。

昨年、三つの工事をしておりまして、そのうち二つは、これまでの黒潮福祉会が改修工事をした際に、撤去されずに残ってきた。マルチエアコン室外機撤去工事、そして太陽光パネルと煙突の撤去工事、もう一つは、受水槽水中送水ポンプ取替と修繕工事、この三つになっております。

この三つにつきましては、利用者の皆さんの健康被害が心配されること、そして重いものが屋根に乗ったままでは、災害時にその重みで倒壊の危険も懸念されましたので、また、かしま荘は佐賀地域の福祉避難所としても指定をしておりまして、要配慮者を受入れる施設が危険な状態になってはいけませんので、この三つにつきましては協議をした結果、町の方で対応をするようにしたものでございます。

そのため、今後もですね、施設の方とは連絡を取り合いながら、施設の長寿命化に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

できるだけ、我々のお父さんお母さんが入っておりますので、その方たちのご家族も含めて、安心できるような協議をですね、これからも続けていっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に移ります。

3番、生活環境について、町は環境整備をどう考えているか、どのような整備をしていくか、聞きます。カッコの1番ですが、海の資源である海草海藻を復活する考えはということです。

これはですね近年というかも、かなりの年度が経つわけですけど、海の、その海草とか、海藻がだんだんなくなってきている。もう完全になくなっていると思うようなところもありますけれど、いわゆる磯焼け、こういう状況が、起こっておりますので、何とか海の一つの海草等は、海の資源を増やす一つの基礎となるもんだと思いますので、どういうていいかな。何か手だてが考えられないか、こういうものをもう、人工的に設置してですね、小魚ができ、それまた魚がつくと、というような状況まで早いうちに手を打っていかねばと思います。このままいったら海の酸欠なのか、酸素が悪いのか鉄分が多いのか、どういふことなのかは詳しくわかりませんが、模範的な研究をされてるとこもあるように聞きます。ぜひで

すね県、黒潮町も、そういう先進的な場所へも研究を進めてですね、視察もされて、こういうものだったら、取り入れて、早いうちにやれば、それこそ3年先には、そういう形ができてくるなど。というようなことを考えていただきたいわけですが、ひとつその点どうですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、山崎議員のカッコ1、海の資源である海草海藻を復活する考えは、のご質問にお答えします。

議員ご質問の黒潮町海域における海草、また、海藻の復活、あるいは繁殖についての実施状況になりますが、全体を含めて、いわゆる藻場の造成としまして、現在、田野浦海域におきまして、継続的な藻場の繁殖、保全に係る活動を展開しております。

藻場の役割としましては、小さな魚類のすみか、また、稚魚の拠り所となっており、大きくとらえると地球温暖化ガスの一つである二酸化炭素を吸収する多面的な役割もあるため、通称ブルーカーボンと呼ばれております。

町としましても、漁業施策上重要な課題と認識をしており、先ほど申しました、田野浦海域面積およそ10ヘクタールにおきまして、水産多面的機能発揮対策事業としまして、地元漁業関係者のご協力のもと、保全活動に関する協定書を結び、平成25年度より継続する事業展開となっております。

具体的な事業内容と致しましては、母となる藻の植え付けや、天敵でありますウニ類など、食害生物の除去、藻の種苗投入などとなっております。

実際には現場海域での直接潜水による作業であり、当日の天候、あるいは波浪の状況に左右されるため、保全活動をされる関係者の皆様のご尽力により、成り立っている事業でございます。

今後とも引き続き、田野浦海域での藻場保全活動に取り組んでまいります。

また、町内における他の海域での取り組みにつきましては、過去より藻場繁殖の状況や、水域調査なども実施しておりますが、佐賀地区沿岸などは、一定閉ざされた水域が少なく、また波浪の影響もあり、同じ手法は一定なじまないと考えておりますが、新たな事業展開としまして、現在、イセエビの投石魚礁に利用しております鉄鋼スラグを用いた、藻場造成技術の情報についての検討を進めております。

建設副産物を用いたコンクリートユニットを、沿岸浅瀬部に連続的に埋設し、藻の繁殖を助ける技術となっておりますが、現在、国内におきまして数件の実証実験が実施されることも踏まえて、今後こういった最新の取り組みにつきまして進めております日本製鉄株式会社などと情報を共有し、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

研究調査、これは大事なことであると思います。田野浦がやっているといることですので、その成果はどういう状況ですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それは山崎議員の再質問にお答えします。

平成 25 年度よりずっと田野浦の藻場の方の事業を進めておりますので、一定その藻場の方がずっと根づいてですね、藻場の造成、そういった形で現在、継続して進めている形となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私たちが小さいときにはその浜辺には、必ず海草じゃ藻じゃというものがありまして、そういうイメージで考えておるわけですけど、今言う課長の藻場が生えていると、というような状況がどの程度かわかりませんが、実態としてこれは将来必ずや地域の漁民の漁師のためになるという感覚で取り組んでおられるのか、経過を見ているのか、そこらあたりはどうですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃられるように、藻場の減少につきましては、当町のみ課題ではなく、全国的な問題となっております。

その要因としましては 1 例としまして、流入する河川環境の悪化や、また、気温、特に水温の上昇、そういったことによる天敵となるウニの繁殖などが挙げられます。継続的に藻場の保全活動を行っておりますが、なかなかその藻場がその 10 ヘクタールを超えてですね、広がっていくという状況は、まだまだそこまでには至っておりませんが、そういった形で藻場を保全することによって、やはりそうやって海を守る活動に繋がっていることも踏まえまして、今後とも継続して進めていく所存であります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

こういうものがあるということを知りましたので、水溶性フルボ酸鉄の開発というようなことをやっている会社がおるようです。

これほどだったかな。要するに、海洋の酸性化が進んでるので、これを食い止めてですね、藻場を作っていこうというようなことのように、実証実験も今行われているようでこういうふうに、海草がですね、こういう器を落としていけば、この器の成分かなんかによって海草が生えてくると、というようなものがあるみたいです。

こういうことも、全国的には、やってですね、地域の海を守ろうというところがあるみたいですので、形はこんな、こんなようなものです。リーフボールというこういうような感じ。穴があいたようなやつでございます。またこういうのもあるみたいですので、ぜひこの黒潮町の海岸沿いをですね、昔のように海草が揺れる。海の家草の匂いがするというような浜辺というか海岸に磯にしていきたいわけですので、今後ともですね、ぜひ研究をですね、進めて頑張っていたいただきたいと思います、やりますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えしますやりますかというご質問ですが、先ほどの答弁と重なりますが、今後の藻場造成の考え方におきまして、現在国内においての藻場造成並びにブルーカーボンに係る今後新たな取り組み、実験箇所につきましては、瀬戸内沿岸などではすでに行われているとお聞き及んでおります。しかしながらまだ海域の大波の強い太平洋沿岸でのそういった藻場造成の実績が少ないために、今後、先ほど申しました新日本製鉄さん、そういったところの実証実験のデータを見ますと、一定の太平洋沿岸での実証海域としての黒潮町は、今後協議のテーブルに乗りやすいのではないかと考えております。

ですので、そういった取り組みにつきましては、昨年度より、すでに一定、進めておりますので、今後そういった形での情報のアンテナを広げてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ちなみにですね、この、今言ったハイブリット型リーフボールというような名前のようにですけど、藻場造成のための課題をクリアすると、というようなことで、1 点が砂地で安定した基台になると、2 番目は、高硬度化。長い年数を使えると、300 年ぐらい使えるという話のようです。それから、藻類着生基盤表面粗度形状の改善、こういうものができるようです。それからコンクリートの表面からアルカリ分の溶出抑制、それから、藻類生育必須微量元素の長期間供給、こういうものができるようです。

それから藻場造成工法による、植食、植える植物と食動物対策が可能ということですので、これによって、小魚が増えたり、海草が伸びていたりするということのように。

ぜひこれからも研究をよろしくお願い致します。

それでは次の 2 番目です。入野松原再生の最終目標等、あわせてビーチクリーナーの配備についてという質問でございます。

入野の松原は地域の保存会の皆様や町の援助もあって、今、だんだんと松原も、植栽もし、伐採もし消毒もし、次なる、新しい大きな松林ができるという目標でやっておられると思いますが、ここあと何年ぐらいで、その今の計画を続けていかれるのか、ここをお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、山崎議員のカッコ 2、入野松原再生の最終目標と、ビーチクリーナーの配備についてのご質問にお答えします。

入野松原につきましては、その地形が砂浜から松原へと自然のままに徐々に移行しており、人工構造物などに遮られておらず、海浜植生から連結した景観が見られる、全国的にも珍しい松原となっております。

松原全体は国有林、県有林、町有林からなり、延長は 4 キロメートル、幅 500 メートル、全体面積は 53 ヘクタールであり、県立自然公園普通地域、県立土佐西南大規模公園、また保安林等の法令によって守られているほか、日本 10 台松原、また、日本の渚百選にも選ばれております。

このうち、町有林として管理されているのは、約 14 ヘクタールであり、特に近年、このクロマツ林の松くい虫被害による松枯れが著しく、全体的な樹勢の衰えも見られるようになって参りました。

このままでは海岸林としての様々な機能が果たせなくなることから、専門家を交えた現地検討会を開催

し、薬剤散布時期の見直しや、伐倒処理方法の変更、樹幹注入の導入、抵抗性マツの植栽等の対策において、現在まで講じてきたところでございます。

本年度における入野松原再生計画におけるねらいとしましては、近年の松くい虫による被害の影響を受けた松原の抜本的な対策が求められており、将来にわたる入野松原の適正な保全、管理、活用のあり方についての総合的な計画の策定を行うものです。

これまで本年度内に合計3回の検討会を開催するとともに、地域住民へのアンケートの送付、また、関係団体への個別のヒアリングも実施しており、現在、今後の計画に反映するべく、集まったデータについての精査を行っております。

この計画につきましては、令和5年度から令和14年度までのおよそ10カ年計画の予定であり、その最終的な目標としましては、これはずっと続くこととなりますが、貴重な財産である、この入野松原を今の形でいかに後世に引き継ぐか、その一点目指すべき目標に向けて、今後とも関係機関との連携、組織体制の確立を図り、適正な保全活動を進めてまいりたいと考えております。

また、議員ご質問のビーチクリーナーの配備、購入につきましては、入野海岸の管理者は高知県であるため、町単独での清掃に関連しての、費用的にも高額な機械の購入につきましては、一定ハードルが高いと考えております。

しかしながら砂浜を活用したイベント時の清掃活動や、清掃作業時における労力の軽減、また、町管理の海岸清掃時に使用するなど、他の利用面からの目的には、一定沿うことも想定されますので、他の補助事業での該当も踏まえて、今後検討は一定進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

そのビーチクリーナー、これ高額ということですが、高額はどれぐらいの金額か調べておりますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

ビーチクリーナーの本体製品につきましては、運転手が乗る乗用のタイプと、あるいは乗らない手押しのタイプがございます。

乗用タイプになりますと当然サイズがいろいろありますが、およそ250万円から500万円を超えるものとなり、高額な製品となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私はですね砂浜の清掃、これは観光の面でも、それから松原の育成、これもですね、植栽育成これも観光の面でも、十分力を入れてやっていかなければならないと感じております。県の管理だとか、というような文言もありましたけれど、県の管理であれなんであれ、我々がこの入野の浜の海岸をですね、毎年、砂浜のマラソンとかですね、利用したり、それから砂浜美術館のいろんな行事に利用されております。それ

ゆえにですね、町もしっかりと力入れてですね、金額的なことも、500万円言うたら大金じゃというような話もありますけれど、黒潮町へ行けば綺麗な砂浜、それから緑溢れる松原、こういうのものがあって、癒されると、いうことを目的に、観光でおいでくださる方も多いと思います。

その250万、公用車1台、ちょっとかかるかもわかりませんが、例年、高齢化される、皆様、協力してくれてくださる皆様に、人的に対応していただく清掃と、それから機械化を進めてやるべき仕事というものがあると思います。

そういう面から考えたらですね、黒潮町の砂浜はもう世界一だと、が極端に日本一だというような場に、やっていただきたい。

これから今言うビーチクリーナーは、ある業者が、自治体と提携して、年に1回ぐらい、砂浜の清掃をやっているというようなニュースもあります。これはそれぞれの自治体が、その企業とですね、連携とって実施しているものと思われるので、ただでやるとはやれるならば、その年に1回試しにやっていただいでですね、こんないいものだったら、みんながやっぱり砂浜や松原護保存の会の皆様も、それからそれを支援する、学生も一般町民もみんなが喜ぶんじゃないのかと思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

ビーチクリーナー、実は34年前でございますけど1度、実験的にやっていたことがございます。その時でも、細かいごみの処理ができることも確認はしましたけれど、やはり先ほど課長申しましたように町で構えて、置いていくということになると車買うだけではなくて、車の保管庫それから、車を運転する人、人件費とか、様々な経費がどうしてもかかってきます。この入野の浜、四国で最大の砂浜でございますけれどやはりここはもう県が管理というところを盾にとりながら、県の動向も、そういうようなお話をですね、要求をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

やはり、何をやるにしても金というものを心配せないけませんけれど、私は四輪駆動のトラックの後ろにですね、今言うような見本を見せてもらって、引っ張っていけるような機材だけ製鉄業者なり、そういうところで作ったらですね、もっと安く行くんじゃないかなと思っております。猪八戒が持っているようなこんな引っかくようなものをですね、車の後ろにつければ、かなりの木材も集められると思いますし、研究次第やり方次第やろうと思っておりますけど、頭から敬遠するのではなく、もうこれからの掃除をどうするかということを考えたらですね、それから観光の数も増えてくるわけですので、安心できる砂浜づくりが目標にしたら、こういう金額出すのも、保管するのも、また、年数で割ればですね、500万だったら年間50万と、10年経ったら500万と、年間だったら一月5万、これを、浜辺を掃除するときに、台風が来たときなんかの大きな材をですね、運ぶには集めるには、必要なものであろうと私は感じますので、今後、ひとつ町長、研究をよろしくお願ひしたいと思います。それでは次にまいります。



3番、水路の機能の点検と改良の考え方は、でございます。

私は自分が議員になってから、各溝、水路ですか、水路に蓋のないところ、これ特に心配しゅうわけですし、それから流れ、水路の流れの悪いところ、こういうところは、水路そのものは町共物でありますけれど、町はそういうものについて、今まで作った水路について、ここに水路がある、どれぐらいの幅のがある、ここに蓋のないのがある、いう点検はされておりますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、山崎議員の3の3番、水路の機能の点検と改良についてお答えをさせていただきます。一言で水路といいましても幅が広く、国県などが管理する河川から市町村が管理する法定外公共物まで多岐にわたります。

一般的に河川と呼ばれるものについては、それぞれに管理者がおり、機能維持を図るための対策を行っております。流れを確保するために、縦断測量を行い、流下可能な勾配を確保することで、水が滞留することのないような対策をとっています。

議員ご質問の水路は、これら河川よりも規模が小さい谷や集落内の生活排水を処理する、通称青線と呼ばれる、法定外公共物ではないかと思えます。この青線につきましても、土地の所有者は町になります。定期的な点検は行っておりませんが、通常の維持管理については、受益を受ける周辺住民や地区にお願いをしているところであります。

しかし、どうしても地区で行えないような工事につきましては、地区要望などに挙げていただいて町が行っております。人家に近く、人の通行や住宅に影響を与えるような事案については、危険度や緊急度をもとに、優先順位をつけて、実施の可否を判断しているのが現状であります。

いずれに致しましても、町内には膨大な数と延長の水路がありますので、すべての水路を定期的にパトロールをして確認することはできませんが、今後も修理や改修が必要な箇所が発生した場合には、まずは地元で対応できるかどうかを判断していただき、どうしてもできないものについては、これまで通り地区要望に上げていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

本日の会議は都合により延長します。

山崎君。

9番（山崎正男君）

大変長くなってすみません。

その水路の管理はしているのかいないのか、今言う生活排水を市内にどこにどんな形なのがあるということは把握はしておられるわけですか。それとも、どうですか。

今ねパッとパソコンで地図も出てきますわね。その地図上にも、水路も当然載っているとありますけれど。それから、今言う課長の言われることでは、数が多いということですが、やはり町内の管理せないかん町が管理せないかん水路であれば、どこはもういいですね、どこが悪いですねというぐらいは1回点検したら、あと10年も大体、工事をやったとこだけで修正していただければいいので、ぜひですね、その水路の道路台帳があるわけですので、道路台帳と似たようなものですので、地図を作るいうたら大変ですけど、少なくとも道路台帳ほど精密のものを作る必要はないし、ここに色を塗って、ここは水路じゃと

いうことでやればいいわけですので、そこがもうすでに改修されてる、水路であれば、町からずっと流れるような道であれば、当然もう綺麗になってるわけですけど、部落の要望待ちという、後付じゃなくて、町が、ここはもう古くなって、危ないですねとかいうことは、町みずから発していただきたいと思います。

なぜかという、この水路の蓋などが無い。それから水路の流れが悪い。なかなかそれは現地行かなわからんと思いますけれど、少数の職員では難しいかもわかりませんが、それなりに各部落区長に、こういう調査をお願いしますと、いうことでやればもっといいわけで、言うてくれば、対応しますじゃなしに、調べたらどうですか1回。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。町は積極的に現場へ行ってパトロールしながら点検をせよということではないかと思えます。

常時ですね、そのパトロールなんかを配置してですね、やるっていうことは今現在考えておりません。ただ、待ちの姿勢では、待ちというか受けの姿勢ではなくてですね、当然、チェック方法等も上がってきますし、道路側溝であれば、道路台帳等で等を元にですね、管理もします。ただ、議員をやれるようなその谷であるとか小規模な地区内を流れる水路とかについてはですね、今現在現場に出向いて行って、パトロールしていくっていうことは考えておりません。しないということではなくて、人的なことも含めての話でありますので、まずは地域で、水路が支障があると、流れに支障があるっていうことであれば、区長さん等を通じてですね要望に上げなくても、相談していただければ、適宜対応はさせていただきたいと思えます。以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私がこの発想はですね、水路に蓋がないと、大水になって浸かってとか、夜間になって、暗いところ歩いてこけたとか、そういう心配をしております。これから津波もあります地震もあります。いざ、避難で逃げないかんときに、いかん暗がりこけたとか自転車が落ちたとか、そういうことのないような場所を点検してもらいたいし、そういう目的のために、区長さん、このアンケートに何か所、こういうところがありますかと、危険なところありますか。返事をいただきたいということで回覧でまわしても構わんとは思いますが、部落の、各人がですね目先のことを、これやってくれて言うて、勇気があれば、それでもできると思えますけれど、自分が言ったために周りから苦情が来るというようなことでも困るし、町から、こういう何か心配されるところがあれば、連絡してくださいということを一発、文書でもですね、回したらどうでしょうかと思うんですが。

それから水路の蓋なんかは、これからやっていく、今言う危険な箇所、夜間の心配。それから避難の心配で、危険な箇所は、調べるようなことはないですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

先ほども申しましたけれどもその待ちの姿勢では、受けの姿勢ではいけないということですので、町が現場確認して、危険だと、いうところについては、ガードレールであったりガードパイプを設置すること

も、これまでもしてきましたし、これからもしていきます。ですので、まず、現場に出向いて行って危険なところ、これは危険だなと思うところは、当然町がやりますし、住民さん、一番身近なところで生活する住民さんからの声もあれば、当然対応していきますので、今後もそれらの対応を含めてですね、先ほどの地区要望にこだわらずと言いましたけれども、要望等があれば上げていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

課長、私が言いよう部落の区長さんに、文書で、おたくの集落で、危険な箇所はないですかと、こういうところありませんかと、というようなことは、連絡はしませんか。

する予定はないですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

今まで地区要望という形ではやってきましたけれども、何か危険箇所をなんか要望がないですかと、地区要望と別途やるということは現在は考えておりませんが、今後検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

町が能動的に物事を探していくと、町民のためになるような結果を出していくということは大事であると思いますので、これからも人手がもちろんで云々言われると思いますけれど、文書一つ区長さんに出すとか区長会の場で説明するとか、いうことができると思いますけれど、これから検討してください。

聞こえゆうかね、言葉が悪いき。

それでは残り 6 分ございますので、最後にですねトータル的に私もいろんな一般質問をさせていただきました。ここでですね、皆さんに長年のお礼と、勝手なこれからの要望を少し申し上げさせてもらいます。

ちょっと 3 分ぐらいお聞きください。

長年の議会活動では皆様に大変お世話になり、ありがたく御礼申し上げます。この 4 月を最後に、私は公人としての任務を終えることにしますが、これからも黒潮町の仕事は永遠に続くわけでございます。

皆様はそれぞれの本領を發揮されて、今後の黒潮町の発展のため、町民の生活向上のために、町長を先頭に、全職員の皆様がともに一丸となって知恵を出し切って頑張っていたいただきたいと思います。

行政は町民の一人一人を笑顔することが大事です。町民のそれぞれの生活に生きがいと意欲を持たすことが大事です。そのために、町民には親切にすることが一番必要です。町民との理解や絆をより深めていただきたいし、日頃の業務とは別に、町民と心をつなげることが大切であります。その信頼を得るための工夫と努力が大いに必要だと考えます。

皆様には、今後も日々行政の中で、いろいろな出来事があり大変だと思いますが、頑張り抜いていただきたい。仕事のすべては町民のためであります。これからも皆様には、地方公務員としての誇りと信念を持って、何事にもくじけずに自分を励まし、素晴らしい業務を執行し、達成していただくことを心から願っています。黒潮町の未来に向かって、皆様のますますのご活躍をご祈念致します。

長くなりましたが、これで私のすべての質問と議会活動を終わります。  
ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。  
以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
本日はこれで散会します。

散会時間 17時 10分